

[仮 訳]

※ 本仮訳は参考であるため、正確な記述は原文を御参照ください。

マレーシア・ハラール認証手順マニュアル(国内)2020 年版

手順概要

第 I 部 序 文

1. 略称及び適用	5
2. 略 語	5
3. 定 義	6

第 II 部 申 請

4. 認証スキーム	13
5. 申請要件及び基準	13
6. 申請資格の欠如	14

第 III 部 手 数 料

7. 処 理	16
8. 製品及びサービスの認証	16
9. 食品施設認証	17
10. メニュー追加	18
11. ハラールロゴポスターの印刷	18
12. 屠殺場認証	18
13. 証明書の再発行	19
14. 貨物運送状	19
15. 支 払	19
16. 免 除	20

第 IV 部 認証要件

17. 一般的な要件	21
18. 具体的な要件	33
19. 社内ハラール管理制度(IHCS)	55
20. ハラール保証制度(HAS)	56

第Ⅴ部 申請手順

21. 新規	57
22. 更新	61
23. 追加	63
24. 申請の併合	64

第Ⅵ部 監査

25. 通知	66
26. 適用範囲	66
27. 十分性監査	67
28. 現地監査	68
29. フォローアップ監査	70
30. 不適合	70

第Ⅶ部 監視

31. 監視の種類	72
32. 不適合の区分	73
33. 措置	77

第Ⅷ部 マレーシア・ハラール認証書

34. 認証書の発行	80
35. 有効期間	80
36. 利用規約	81
37. 情報の修正	82
38. 紛失又は破損	82
39. 取消	83

第Ⅸ部 マレーシア・ハラールロゴ

40. 様式及び特徴	84
41. 使用条件	84

第Ⅹ部 検査官

42. 任命	87
43. 権限の範囲	87
44. 価値観及び倫理	88

第Ⅺ部 マレーシア・ハラール検証パネル

45. 任命	89
--------	----

46. 構 成 員	89
47. 定 足 数	90
48. 権限の範囲	90
49. 終 了	91
50. 分 科 会	91
51. 上訴パネル	92

第 XII 部 サンプルング

52. サンプルの種類	94
53. 手 順	94
54. 費 用	95
55. 分析試験所	95

第 XIII 部 認証書保有者の責任

56. 法令遵守	96
----------	----

第 XIV 部 雑 則

57. マレーシア即時ハラール認証イニシアチブ(ISPHM)	97
58. セルトゥ	98
59. 屠殺者免許	99
60. MYeHALAL 情報の更新	99
61. 貨物運送状	100
62. 手順を制定する権限	100
63. イスラム金融	100
64. 秘密保持	101
65. 中 立 性	101
66. 苦 情	101
67. 異議申立	102
68. 上 訴	102
69. 例 外	102
70. 正 本	103
71. 廃 止	103

第 XV 部 付属書類

付属書類 A - 非ハラールであり、非ハラール製品と同義であり、又は誤解を招く名称 及びブランド	104
付属書類 B - ホテルキッチンの特徴	107
付属書類 C - 気絶処理のパラメータに関するガイドライン	108

付属書類 D - マレーシア・ハラール認証フローチャート	109
付属書類 E - 管轄当局の連絡先住所	110
付属書類 F - 原材料又は成分の概要	112
付属書類 G - マレーシア・ハラール認証書	113
付属書類 H - 貨物運送状テンプレート	114
付属書類 I - イスラム銀行商品及びサービス	115
マレーシア・ハラール認証手順マニュアル(国内)2020 年版策定作業委員会	116

マレーシア・ハラール認証手順マニュアル(国内)2020 年版**第 I 部
序 文****1. 略称及び適用**

- (1) 本文書は、マレーシア・ハラール認証手順マニュアル(国内)2020 年版(以下「本手順マニュアル」という。)と称するものとする。
- (2) 本手順マニュアルは、APD 2011 [法第 730 号]に基づき、2011 年取引表示(ハラール認証及び表示)令第 7 項(2)により発行される。
- (3) 本手順マニュアルは、以下の条件を満たす会社及び/又はマレーシア・ハラール認証申請者によって参照され、それらの者に対して適用されるものとする。
 - (a) 国内又は国外において登録されており、かつ
 - (b) 国内で事業を営み又は製品及び/若しくはサービスの生産・提供を行っている。
- (4) 本手順マニュアルは、MHMS 2020 マニュアル、MS、関連するファクトワ、法律又は規則、及びマレーシア・ハラール認証において適用される通達と併せて参照及び解釈されるものとする。
- (5) 本手順マニュアルは、マレーシア・ハラール認証における管轄当局が指定する日付をもって発効するものとする。
- (6) マレーシア・ハラール認証に関与する全ての関係者が、本手順マニュアルを遵守するものとする。

2. 略 語

本手順マニュアルにおいては、以下の略語が使用されるものとする。

APD 2011 - 2011 年取引表示法

ASEAN	-	東南アジア諸国連合
BKKM	-	食品安全品質部門
HACCP	-	危害要因分析・重要管理点
HAS	-	ハラール保証制度
HPB	-	ハラール専門委員会
GHP	-	適正衛生規範
GMP	-	適正製造規範
GVHP	-	適正獣医衛生規範
IHCS	-	社内ハラール管理制度
ISPHM	-	マレーシア即時ハラール認証イニシアチブ
JAIN	-	州イスラム宗教局
JAKIM	-	マレーシア・イスラム開発庁
JPV	-	獣医局
KKM	-	マレーシア保健省
MAIN	-	州イスラム宗教評議会
MDA	-	医療機器庁
MHMS	-	マレーシア・ハラール管理制度
MS	-	マレーシア規格
NCR	-	不適合報告書
NPRA	-	医薬品規制庁
OEM	-	相手先ブランド製造業者
PBKD	-	薬物管理庁
PBT	-	公衆衛生に関する適格機関
QAP	-	品質保証プログラム
R&D	-	研究開発
SPHM	-	マレーシア・ハラール認証書
VHM	-	獣医健康マーク

3. 定 義

本手順マニュアルにおいては、文脈上別異に解すべき場合を除き、

「**清浄かつ浄化能力を有する水**」とは、純粋であり、他の物質を浄化することができる、ウドゥー、義務的沐浴及び不浄の浄化に使用することができる水を意味する。不浄な物質によって、匂い、色又は味が変わるほどに汚染されていない水。例としては、井戸水、河川水、海水などが挙げられる。

「**ASEAN**」とは、東南アジアの10か国(マレーシア、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ及びベトナム)で構成される政府間地域組織を意味する。ASEAN 設立の目的は、経済成長、社会的進歩及び文化的発展を加速させること、並びに地域の平和及び地域の共通関心事に関する支援を促進することである。

「**加工助剤**」とは、製品の加工において直接的及び/又は間接的に使用される補助的又は補完的材料を意味する。例としては、微生物培養培地、溶剤、漂白土などが挙げられる。

「**原材料**」とは、製品を生産するために使用される、原料又は一次及び/若しくは二次材料(加工助剤を含む。)を意味する。

「**セントラルキッチン**」とは、チェーン食品施設や移動式食品施設などの食品施設への供給及び流通にハラール食品及び/又は飲料を加工及び調理する場所を意味する。通常、セントラルキッチンでは完成品又は半完成品の食事が調理される。

「**ホテルキッチン**」とは、ホテル内でハラール食品及び/又は飲料を加工及び調理する場所を意味する(オープンキッチンを含む。)。ホテルキッチンの数は、固有の又は指定された入口を有するキッチンエリア又はスペースによって判断される。

「**ハラール担当責任者**」とは、会社又は施設においてハラール準拠を確保する責任を負う個人を意味する。ハラール担当責任者は、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) イスラム教徒であること。
- (2) マレーシア国民であること。
- (3) 常勤職者であること。
- (4) 最低限の資格としてハラール管理における学位(Diploma)若しくは同等の資格を有するか、又はハラール管理における5年以上の実務経験を有すること。

- (5) HPB JAKIM に登録されているハラール研修提供者が発行したハラール担当責任者証明書を保有していること。

「**ファトワ**」とは、イスラム教に関する権限ある機関が発行する法的裁定を意味する。

「**ハラール**」とは、シャリーア法及びファトワに基づき、イスラム教において許可及び許容されるものを意味する。

「**安定した生命状態**」(hayah al-mustaqirrah)とは、屠殺される動物がまだ生きていとみなされる状態を意味する。安定した生命状態は、屠殺時に動物の血液が噴出すること又は動物の動きによって識別される。

「**マレーシア即時ハラール認証イニシアチブ**」とは、管轄当局が定めた基準に基づき、短期間で申請を処理し SPHM を発行するための手続きを意味する。

「**社内ハラール委員会**」とは、会社の最高経営陣が正式に書面で任命した委員会を意味し、HAS の策定、実施、監視及び実施有効性管理、並びにマレーシア・ハラール認証の要件の遵守について責任を負う。

「**加工区域**」とは、原材料の受入から完成品区域までの区域を意味する。これには、原材料及び完成品の保管、バッファリング、計量、準備、製造、加工、取扱い、包装、流通、提供、販売、並びに製品及びサービスの生産・提供チェーンに沿ったその他の関連工程のための区域が含まれる。

「**ロット**」とは、ハラール倉庫専用として指定された区域、区画又は建物を意味する。ロットは、物理的に分離され、明確に表示されるものとする。

「**本手順マニュアル**」とは、マレーシア・ハラール認証手順マニュアル(国内)2020年版を意味する。

「**ナジス**」とは、血液、尿、糞便などの不浄な物質を意味する。シャリーア上では、礼拝の効力を無効にする全ての不浄物をいう。また、ナジスは、人間の健康及び環境を脅かす汚染物質とも表現される。ナジスの分類は、以下のとおりとする。

- (1) 重度のナジスとは、犬、豚(体の開口部から排出される液体及び物体を含

む。)、それらの子孫、及びそれらのうちいずれかから得られるあらゆる種類の製品又は派生物をいう。

- (2) 中度のナジスとは、重度のナジス及び軽度のナジス以外の全てであり、嘔吐物、膿、血液、アルコール、腐肉、糞便などが該当する。
- (3) 軽度のナジスとは、2歳以下の完全母乳育児の男児の尿をいう。

「**貨物運送状**」とは、物品輸出者と運送機関(陸上、海上、航空の別を問わない。)との間の契約運送書類を意味する。貨物運送状には、荷送人に関する詳細情報、運送手段、積送品、梱包数、重量、物品の物質的説明、具体的指示、その他の詳細が記載される。

「**オープンキッチン**」とは、ディスプレイキッチン/ショーキッチンとも称され、レストランや喫茶店などにおいて、顧客の前でオープンにハラール食品及び飲料を調理するための専用指定スペースを意味する。

「**検査官**」とは、マレーシア・ハラール認証のための監査又は監視プロセスを実施するために、管轄当局によって任命された有資格者を意味する。

「**ムスリム労働者**」とは、マレーシアの国民又は非国民であるイスラム教徒(ハラール担当責任者及びハラール監督者を除く。)であって、サービス契約に基づき雇用主に雇用される者を意味し、その人数は、産業区分及びマレーシア・ハラール認証スキーム次第である。

「**集中調達**」とは、(通常は本社に所在する)単一の拠点で会社経費を管理及び審査するための集中的な調達・購買活動を意味する。

「**食品取扱者**」とは、食品及び飲料の調理に直接関与する者、食品又は食品接触面に触れる者、食品の加工、調理又は取扱いが行われる施設において包装済み若しくは未包装の食品又は器具を取り扱う者を意味する。

「**事業主又は生産・提供者**」とは、事業及び生産・提供を実施する当事者(製品及び/又はサービスのメーカー、生産・提供者、製造者又は取引業者を含む。)を意味する。

「**ハラール監督者**」とは、マレーシア国民であり、常勤職者であり、製品加工領

域、サービス領域及び/又は管理部門において監督業務を担当し、かつ管轄当局が定める要件を満たすイスラム教徒を意味する。

「**屠殺**」とは、鋭利な器具を用いて、アッラーのために行う意図をもって、気管(halkum)及び食道(merih)、並びに頸動脈と頸静脈(wadajain)の両方を切断することにより、イスラム教徒による消費が許容される動物を屠殺する行為を意味する。

「**統合物流サービス**」とは、輸送、倉庫保管及び関連付加価値サービス(流通、調達、サプライチェーンマネジメントなど)を統合的に提供する会社を意味する。

「**小売**」とは、製品及び/又は物品を消費者に直接売買することを意味する。製品及び/又は物品の流通業者及び取引業者も小売業者に分類される。

「**管轄当局**」とは、2011年取引表示法[法第730号]に従い、2011年取引表示令(ハラールの定義)により、食品、物品、又は当該食品若しくは物品に関連するサービスがハラールであることを認証する JAKIM、MAIN/JAIN 又は関係機関を意味する。

「**ハラール方針**」とは、組織/会社のハラール保証への取り組み及びその方向性に関する声明書を意味し、マレーシア・ハラール認証の要件を遵守する上での全関係者向けの指針として機能する。

「**施設**」とは、ハラール製品及びサービスの製造、準備、加工、取扱い、包装、保管、流通、提供、販売及び/又は生産・提供関連活動を目的とする区域、建物又は構造物全体(恒久的なものであるか否かを問わない。)を意味する。

「**移動式施設**」とは、当局が指定した場所で移動しながら営業する食品及び飲料の販売店を意味する。食品及び飲料の提供、調理及び加工は、セントラルキッチンで行われるか、又は完全に移動式販売店の施設で行われる。

「**食品施設**」とは、レストラン又はカフェ、フードコート、ベーカリー、食堂、キオスク、ケータリング業者、ホテルキッチン、フードトラックのような移動式施設など、食品の調理、陳列及び販売を目的とする建物又は構造物(恒久的なものであるか否かを問わない。)を意味する。

「**取引製品**」とは、保管、ラベル貼付、流通及び販売を目的として施設に持ち込まれる外部製品を意味する。

「**ハラール製品**」とは、ハラール認証の有無にかかわらず、ハラール適合状態が把握されている製品を意味する。

「**チェーン食品施設**」とは、同一ブランドを使用し、セントラルキッチン、集中調達その他の業務慣行に基づく標準化された業務慣行を有する、3 店舗以上の販売店から構成される食品施設を意味する。

「**ホワイトリスト**」とは、マレーシア・ハラール認証手順を全て遵守すること、及び管轄当局が定める基準を満たすことを約束している SPHM 保有会社のリストを意味する。

「**セルトウ**」とは、*重度のナジス*(犬、豚及びそれらの子孫など)に接触した身体部位、衣類、場所、器具及び機器を、7 回洗浄する(うち 1 回は泥を混ぜた水での洗浄でなければならない。)ことによって清浄化することを意味する。最初の洗浄は泥を混ぜた水で行い、その後 6 回の洗浄は清浄かつ浄化能力を有する水又はその他の清浄な水で行わなければならない。

「**マレーシア・ハラール認証書**」とは、管轄当局が SPHM 申請者に対して発行する、マレーシア・ハラール認証スキームに基づきハラール適合状態を証明する公的文書を意味する。

「**ハラール保証制度(HAS)**」とは、組織/会社が包括的なハラール保証を維持するという目的を達成するために用いる一連の手順である。

「**社内ハラール管理制度(IHCS)**」とは、組織又は会社の内部ハラール管理手順をいい、ハラール保証を維持するための最小限の管理措置として、ハラール方針、原材料管理手順又はハラールリスク管理手順及びトレーサビリティ手順で構成される。

「**マレーシア・ハラール管理制度(MHMS)**」とは、IHCS 又は HAS を通じてハラール保証を維持するために製品及びサービスを管理することを目的として組織/会社が策定、実施及び維持する統合管理制度を意味する。

「**消費財製品スキーム**」とは、食品及び飲料製品、化粧品、医薬品又は医療機器以外の消費者に利益を提供する完成品及び/又は半完成品のうち、管轄当局が定める基準を満たすものための認証スキームを意味する。

「**医薬製品スキーム**」とは、KKM の PBKD に登録された、最終剤形の医薬製品(ヒト用の処方薬及び市販薬を含む。)のための認証スキームを意味する。

「**化粧品用製品スキーム**」とは、洗浄、芳香付与、外見の改善又は変更、美容、消臭、良好な状態の維持又は保持を目的として、人体の外部部位(皮膚、毛髪、爪、唇、外性器、歯及び口腔)に使用するために製造され、KKM の NPRA に届出される化粧品用製品のための認証スキームを意味する。

「**物流サービススキーム**」とは、輸送、倉庫保管及び小売サービス(食品配達サービスを含む。)を対象とする認証スキームを意味する。

「**受託製造/OEM スキーム**」とは、書面契約による相互合意に基づき他社に対して何らかの形の製品製造サービスを提供する会社のための認証スキームを意味する。

「**医療機器製品スキーム**」とは、医療機器法(法第 737 号)における医療機器の定義を満たし、かつ管轄当局が定める基準を満たす機器、装置、道具、器具、インプラント、試薬若しくはインビトロキャリブレーター、材料又はその他類似物品を対象とする、KKM の MDA に登録された医療機器製品認証スキームを意味する。

「**獣医認証スキーム**」とは、HACCP、GMP 及び QAP の原則に基づき JPV が導入した、動物衛生保証、食品安全及び品質保証スキーム(VHM、GVHP など)を意味する。

「**屠殺場スキーム**」とは、ヒトによる消費を目的としてハラール動物を商業的に屠殺及び加工する会社又は施設運営者のための認証スキームを意味する。

「**屠殺者証明書**」とは、屠殺場で働くハラール屠殺者及び/又は検査者の能力証明書として管轄当局が発行する公的文書を意味する。

「**非ハラール**」とは、ハラームとも称され、シャリーア法及びファトワに基づき、イスラム教において禁じられ、許可されないものを意味する。

第 II 部 申 請

4. 認証スキーム

マレーシア・ハラール認証(国内)は、以下のスキームの申請を受け付ける。

- (1) 食品及び飲料製品
- (2) 化粧用製品
- (3) 医薬製品
- (4) 食品施設
- (5) 消費財製品
- (6) 物流サービス
- (7) 屠殺場
- (8) 受託製造/OEM
- (9) 医療機器製品

5. 申請要件及び基準

各申請は、以下の要件及び基準を満たさなければならない。

- (1) マレーシア会社登記所発行の有効な事業登録証明書、又はマレーシア協同組合委員会の協同組合登録証明書、又は議会制定法若しくは各省庁その他の政府機関の法律に基づく設立文書(該当するもの)を保有していること。
- (2) PBT 発行の有効な許可若しくは承認、又は政府機関発行の有効な確認書若しくは支援書を保有していること。

- (3) BKKM 発行の有効な食品施設登録証明書を保有していること(該当する場合)。
- (4) 獣医認証スキーム、又は JPV 発行の有効な承認証明書若しくは支援書を有していること(該当する場合)。
- (5) NPRA 発行の有効な製造業者免許を保有していること(該当する場合)。
- (6) MDA 発行の有効な事業所免許を保有していること(該当する場合)。
- (7) 新規申請の場合、SPHM 申請前に少なくとも 3 か月間完全に操業していること。
- (8) 移転した会社の場合、新たな施設で少なくとも 1 か月間完全に操業していること。
- (9) ハラール製品(取引製品を含む。)のみの生産及び取扱いを行い、所定のハラール基準を遵守していること。
- (10) 施設において現在も生産中の全ての種類の製品又はメニュー品目について SPHM 申請を提出すること。
- (11) 製品再包装申請の場合は、認定された有効なハラール認証書を提出すること。(天然素材の場合に限り)素材の出所を明確に記載した証明書類を提出すること。
- (12) 申請対象の会社名、製品名、メニュー名、原料名及び製品ブランド名には、「ハラール」という言葉、又はイスラム教徒が摂取可能であることを示唆する表現若しくは説明を使用してはならない。

6. 申請資格の欠如

以下のいずれかに該当する申請は、資格を欠く。

- (1) 非ハラールの製品及びメニュー

- (2) ハラール製品と非ハラール製品の両方の生産及び/又は流通(食品配達サービスを含む。)を行う会社
- (3) ハラールの製品又はサービスと非ハラールの製品又はサービスに同一ブランドを使用する場合(マレーシアでの申請の場合)
- (4) 参考となる基準又はガイドラインが存在しない製品又はサービス
- (5) 宗教的、社会的に悪影響を及ぼす製品又は食品施設(薬物、シーシャ、タバコ、染毛剤、マニキュア液、カラオケセンター、娯楽施設など)
- (6) 包装や表示のない未加工、未修正の天然物(生鮮魚、生鮮野菜、生卵など)
- (7) 非ハラール製品を指す、非ハラール製品と同義の若しくは類似する、又は誤解を招く用語(ハム、バクテー、ベーコン、ビール、ラム、ホットドッグ、チャーシューなど)を用いた会社名、製品名、メニュー名及びブランド名を使用する(付属書類 A 参照)
- (8) マレーシア国内で一切加工することなくラベルを貼り替えた、国内外の既製品
- (9) 非ハラールメニューを提供する食品施設
- (10) まだ商業的に入手不能な、研究開発(R&D)の初期段階にある製品
- (11) 宗教的信念の逸脱、迷信及び詐欺につながるおそれがある製品、メニュー及びサービス
- (12) 豚肉をベースとするメニューを提供するキッチンがあるホテル
- (13) ハラール認証を必要とせず、かつ/又はハラール認証を受けると混乱を招くおそれがある製品(肥料、紙、セメント、タイル、殺虫剤、カーペットなど)

第 III 部 手数料

7. 処 理

- (1) マレーシア・ハラール認証(国内)に基づく申請毎に、**20 マレーシアリングット (RM20.00)**の手数料のみが課されるものとする。
- (2) 本手順マニュアルの手順 7(1)にかかわらず、国外で登録され、国内で製品を製造する会社及び/又は申請者が関与する全ての申請には、**200 マレーシアリングット (RM200.00)**の手数料のみが課されるものとする。

8. 製品及びサービスの認証

- (1) マレーシア・ハラール認証(国内)スキームの新規申請及び製品更新毎に、下記の表 1 に基づく手数料が課されるものとする。

申 請	区 分		年間手数料 料 (RM)
	産 業	特 徴	
製品及びサービス (1) 食品及び飲料 (2) 化粧品 (3) 医薬品 (4) 消費財 (5) 物流 (6) 受託製造/OEM (7) 医療機器 (8) セントラルキッチン	零細	年間取得額 RM300,000.00 未満	100
	小規模	年間取得額 RM300,000.00 から RM14,999,999.99 まで	400
	中規模	年間取得額 RM15 百万から RM50 百万 まで	700
	大規模	年間取得額 RM50 百万超	1,000

表 1：産業区分別の製品・サービス認証手数料

- (2) 本手順マニュアルの手順 8(1)にかかわらず、国外で登録され、国内で製品を製造する会社及び/又は申請者が関与する全ての申請には、下記の表 2 に定める手数料

が課されるものとする。

製品の受託製造 (外国会社)		申請毎の手数料 (RM)
製品申請	申請者区分	
(1) 食品及び飲料 (2) 化粧品 (3) 医薬品	ASEAN 諸国	2,500
(4) 消費財 (5) 医療機器	その他の国	10,000

表 2：申請者区別の受託製造製品認証手数料(外国会社)

9. 食品施設認証

食品施設スキームの新規申請及び更新毎に、下記の表 3、表 4 及び表 5 の料金表が適用されるものとする。

食品施設申請	施設毎の年間手数料(RM)
(1) レストラン又はカフェ (2) 食堂 (3) ベーカリー (4) チェーン食品施設 (5) 移動式施設 (6) フードコートのカフェテリア (7) キオスク	100

表 3：食品施設認証手数料

食品施設スキーム(ホテル)	
区 分	キッチン又はレストラン毎の年間手数料(RM)
4つ星以上	500
3つ星以下	200

表 4：食品施設(ホテル)認証手数料

食品施設スキーム(ケータリング/フードサービス/ コンベンションセンターキッチン)		
産業タイプ	特 徴	年間手数料(RM)
小規模	年間取得額 RM500,000.00 未満	100
中規模	年間取得額 RM500,000.00 から RM5 百万	400
大規模	年間取得額 RM5 百万超	700

表 5：食品施設認証手数料
(ケータリング/フードサービス/コンベンションセンターキッチン)

10. メニュー追加

食品施設スキームに基づく SPHM 保有者によるメニュー追加(プロモーションメニューを含む。)の申請については、申請毎に、2 年間で **200 マレーシアリングgit (RM200.00)**の手数料のみが課されるものとする。

11. ハラールロゴポスターの印刷

食品施設スキームに基づく SPHM 保有者のためのハラールロゴポスターの印刷は、ポスター1 枚につき **50 マレーシアリングgit (RM50.00)**の手数料のみが課されるものとする。

12. 屠殺場認証

屠殺場認証スキームに基づく新規申請及び更新毎に、下記の表 6 に基づく手数料が課されるものとする。

屠殺場認証スキーム			
産業タイプ	動物の種類	1日あたりの総生産量	年間手数料 (RM)
小規模	鶏その他の家禽又はウサギ	1-2,999 羽	100

	山羊、羊又は鹿	1-499 頭	
	牛、水牛又はラクダ	1-49 頭	
中規模	鶏その他の家禽又はウサギ	3,000-10,000 羽	400
	山羊、羊又は鹿	500-700 頭	
	牛、水牛又はラクダ	50-100 頭	
大規模	鶏その他の家禽又はウサギ	10,000 羽超	700
	山羊、羊又は鹿	700 頭超	
	牛、水牛又はラクダ	100 頭超	

表 6：屠殺場認証手数料

13. 証明書の再発行

- (1) SPHM の再発行申請については、証明書 1 枚につき **50 マレーシアリングgit (RM50.00)**の手数料のみが課されるものとする。
- (2) 本手順マニュアルの手順 13(1)にかかわらず、国外で登録され、国内で製品を製造する会社及び/又は申請者が関与する全ての SPHM 再発行申請には、**1,000 マレーシアリングgit (RM1000.00)**の手数料のみが課されるものとする。

14. 貨物運送状

貨物運送状の発行申請毎に、各荷受人につき **100 マレーシアリングgit (RM100.00)**の手数料のみが課されるものとする。

15. 支 払

- (1) 会社及び/又は申請者は、MYeHALAL システム経由で請求書を受領した後、14 営業日以内に支払をしなければならない。
- (2) 手数料の支払方法は、申請を処理する管轄当局により、以下のとおり決定される

ものとする。

(a) 郵便為替

(b) 送金為替

(c) 銀行為替手形

(d) オンライン決済

(e) 小切手

(f) 現金

- (3) 手数料の支払は、JAKIM、MAIN 若しくは JAIN の長官、又は州政府(該当するもの)名義で行われるものとする。
- (4) SPHM の再発行、貨物運送状及びハラールロゴポスターの手数料の支払は、JAKIM 長官宛てに行われるものとする。
- (5) 手数料が支払われる都度、領収書が発行されるものとする。
- (6) 領収書の写しが、申請を処理する管轄当局(ハラール管理部門)へ提出されるものとする(該当する場合)。
- (7) 支払済みの手数料は返金不能であり、また、他の申請へ振り替えることもできない。
- (8) 会社及び/又は申請者から提出された手数料決定情報が不正確な場合、管轄当局は、追加手数料を課す権限を有するものとする。

16. 免 除

管轄当局は、政府が完全に処理する申請については、手数料を免除する権限を有するものとする。

第 IV 部 認証要件

17. 一般的な要件

会社及び/又は SPHM 申請者は、マレーシア・ハラール認証(国内)において以下の一般的な要件を遵守しなければならない。

(1) 原材料

- (a) 各原材料がハラールであり、安全であり、かつ汚染されていないことが保証されなければならない。
- (b) 動物由来及び/又は動物性の原材料は、管轄当局又は認定されたハラール認証機関によるハラール認証を受けなければならない、かつその認証が有効でなければならない。
- (c) 輸入される動物由来原材料及び/又は動物性製品(牛肉、鶏肉、ゼラチンなど)は、JPV が承認した屠殺場又は加工工場から調達されなければならない。
- (d) ハラール認証を受けていない原材料、又は JAKIM が認定していない認証機関によるハラール認証を受けた原材料については、完全な裏付け書類(材料組成、フローチャート、及び原材料の出所を含むもの)がなければならない。
- (e) 各原材料は、最初の生産者まで追跡可能でなければならない。
- (f) 第三者(供給業者又は仲介業者を含む。)による追加加工(切断、事前混合、再包装など)を経た原材料については、有効なハラール認証がなければならない。
- (g) 全ての原材料は、MYeHALAL 申請書において、当該原材料のラベルに表示されているとおりに詳細に申告されなければならない。
- (h) 原材料には、当該原材料の名称及び製造元を記載した、明確で読みやすく理

解可能なラベルが付されなければならない。

- (i) 使用される原材料は、適用法令を遵守したものでなければならない。
- (j) 水道局以外の水源から水を調達する場合には、水質判定のための分析報告書が提出されなければならない(該当する場合)。

(2) 製品、メニュー及びサービス

- (a) 製造される製品は、重度のナジスに分類される動物の形態に似ていてはならず、宗教を基盤とするものであってはならず、また、マレーシア・ハラール認証に悪影響を及ぼすものであってはならない。
- (b) 現在も生産中の全ての製品又はメニューについて、SPHM の申請を行わなければならない。
- (c) MYeHALAL 申請書で申告される製品名又はメニュー名は、製品ラベル又はメニュー表示と同一でなければならない。
- (d) SPHM 申請対象の製品、メニュー及びサービスについては、一貫した生産・提供又は取扱いが行われなければならない、また、最新の加工及び/又は取扱記録が存在しなければならない。
- (e) 前回の SPHM の有効期間中に加工されなかった、又はサービス取扱いがなかった製品、メニュー及びサービスは、SPHM 申請リストから除外することができる。
- (f) 製品の測定値及び重量は、製品ラベルに記載された内容量又は数量を満たすものとする。
- (g) 加工又は取扱いされる製品、メニュー及びサービスは、適用される法的要件及び規制要件を遵守しなければならない。
- (h) 研究開発(R&D)段階にあるが商品化の準備が整っている製品又はメニューは、以下の基準を満たさなければならない。
- (i) マレーシア・ハラール認証の監査又は監視時に、原材料の入手及び確

認をすることができること。

- (ii) 原材料又は成分及び表示の変更がないこと。
- (iii) 生産ラインで試運転又はパイロット運転が実施されていること。
- (iv) 会社の経営陣による承認を得ていること。

(3) 加 工

- (a) 原材料、製品、メニュー品目又はサービスの準備及び加工に関連する全ての活動は、シャリーア法、法律及び適用規則の要件を遵守したものでなければならない。
- (b) 加工区域には、非ハラール又は疑わしい状態の原材料又は製品が存在してはならない。
- (c) ハラール認証を受けた製品の加工及び取扱い以外の目的で加工区域を使用してはならない(ハラール管理体制が導入されている場合は、この限りではない。)。
- (d) 加工区域では、マレーシア・ハラール認証に悪影響を及ぼす宗教上の目的のための製品製造活動(礼拝用オイルの生産など)を行ってはならない。
- (e) 加工及び取扱いは、GHP などの適切な衛生慣行及び/又は GMP などの適切な製造慣行の要件を満たさなければならない。
- (f) 加工区域は、常に、清潔で整頓された状態に保たなければならない。
- (g) 有毒又は有害な化学物質、洗浄剤、機器、及び無関係な物品が、管理なしに加工区域内で原材料及び製品と一緒に配置又は保管されてはならない。

(4) 保 管

- (a) 倉庫は、ハラール原材料及び製品(取引製品を含む。)専用としなければならない。

- (b) 原材料、完成品、R&D 材料又は製品、不合格品及びその他の材料(機器、非食品化学物質など)の倉庫は、分離され、ラベル表示されるものとする。
- (c) 製品の加工又は生産に関係のない機器、材料及び製品が、原材料及び完成品と一緒に保管されてはならない。
- (d) 全ての材料及び製品が、その性質に応じた必要条件に従って保管されるものとする。
- (e) 保管区域は、常に、清潔で整頓された状態に保たれるものとする。
- (f) 保管区域には、完全な手順及び記録並びに明確な標識が設けられるものとする。
- (g) 全ての材料及び製品が、清掃活動を容易にするため適切に配置及び管理されるものとする。パレットなどの土台の使用は適切であるものとする。
- (h) 倉庫が第三者によって管理される場合は、書面による契約、合意又は相互理解を得なければならない。SPHM を保有する倉庫保管サービス提供者を優先するものとする。
- (i) 原材料又は製品の保管に関わる活動は、適用法令の要件を遵守したものでなければならない。
- (j) 保管区域が重度のナジスで汚染された場合には、セルトゥのプロセスを実施しなければならない。

(5) 機器及び器具

- (a) 機器及び器具は、原材料、製品及びハラールサービスの加工及び取扱いのみに使用されるものとする。
- (b) ハラール認証に悪影響を及ぼす可能性のある機器及び器具(アルコール製品表示があるものなど)を使用してはならない。
- (c) 動物由来の機器及び器具は、ハラール適合状態が把握されているもの(水フィルター、毛ブラシ、食器など)を除き使用してはならない。

- (d) 機器及び器具は、常に、良好な状態で、清潔で、不浄物がなく、有害物質(毒素、錆など)を含まない状態でなければならず、また、製品又は作業者に負の副作用を及ぼすものであってはならない。
- (e) 機器及び器具(特に、計量器及び測定器)については、それらが常に良好な状態にあることを確保するため、定期的かつ計画的な清掃及び保守手順を設けるものとする。
- (f) 損傷した又は未使用の機器及び器具は、特定、撤去され又は分離保管されるものとする。
- (g) 使用する機器及び器具は、適切なものであり、適用される法律上及び規制上の要件を遵守したものでなければならず。
- (h) 機器及び器具が重度のナジスで汚染された場合には、セルトゥのプロセスを実施しなければならない。

(6) 包装、表示及び広告

- (a) 包装及び表示材料は、ハラールであることを保証されなければならず、製品を汚染してはならず、また、人間が消費した場合に安全なものでなければならない。
- (b) 包装、表示及び広告は、シャリーア法の原則に違反するものであってはならず、道徳に反する不適切な要素を表示するものであってはならず、また、マレーシア・ハラール認証に悪影響を及ぼすものであってはならない。
- (c) 製品及びサービスの表示及び広告において、宗教的又は神聖な表現、記号、用語又は名称(アッラーの名、「スンナ食品」、神など)を使用してはならない。
- (d) 重度のナジスに分類される動物の図形又はイラストであって、宗教を基盤にしており、マレーシア・ハラール認証に悪影響を及ぼすものは、一切使用してはならない。
- (e) 製品表示は、MYeHALAL 申請書において申告された製品名と同一でなければ

ばならない。

- (f) 包装ラベルは、明瞭かつ判読可能な方法で印刷され、かつ恒久的なものではないなければならない。
- (g) 製品ラベル上のあらゆる表示は、関連当局が施行する法令を遵守したものでなければならない。
- (h) 包装、表示及び広告は、関連当局が施行する基準及び法令を遵守したものでなければならない。
- (i) 国内で加工及び包装された製品の表示にはマレー語を使用するものとし、他の言語への翻訳を含めることができる。
- (j) 製品ラベルには、以下の情報を表示するものとする。
 - (i) 製品名
 - (ii) SPHM 保有者の名称及び住所
 - (iii) ハラール・マレーシアのロゴ、並びに MS 番号及びファイル参照番号(末尾 10 桁)

例：



MS 1500
1 059-02/2008

(7) 輸送及び流通

- (a) 輸送及び流通は、ハラール原材料及び製品のみを使用されるものとする。
- (b) 原材料及び製品の性質に応じて適切な輸送手段を使用するものとする。
- (c) 輸送は常に清潔で管理された状態で行われることが確保されるものとする。

- (d) 輸送及び流通が第三者によって管理される場合は、書面による契約、合意又は相互理解を得なければならない。SPHM を保有する輸送サービス提供者を優先するものとする。
- (e) 原材料又は製品の輸送及び流通活動は、適用法令の要件を遵守したものであるものとする。
- (f) 輸送機関が重度のナジスで汚染された場合には、セルトゥのプロセスを実施しなければならない。

(8) 施 設

- (a) 施設内の区域(事務所、食堂及び従業員宿舎を含む。)は、非ハラールの原材料及び製品(アルコール、豚肉など)が存在しない状態であることが保証されるものとする。
- (b) 非ハラール製品を加工する施設、下水処理場、動物飼育場などからの汚染を防ぐための効果的な管理制度が確立されるものとする。
- (c) ペット又は野生動物、昆虫及び害虫が施設内に侵入し又は存在することを防ぐため、施設に柵で囲いをするか又は管理の仕組みを設けるものとする。
- (d) 施設は、常に、良好で、清潔で、整頓された状態に保たれるものとする。
- (e) 床、壁、天井、扇風機、エアコン、窓及びドアは、清潔に保たれ、汚染の一因とならない状態に維持されるものとする。
- (f) 加工区域では、原材料及び製品が床に直接置かれることを防ぐため、パレットなどの適切な敷物が使用されるものとする。
- (g) 換気及び照明は十分かつ適切であるものとする。
- (h) 加工区域で使用される照明は、良好な状態に保たれ、清潔で、カバーを備えるものとする(該当する場合)。
- (i) 施設は、VHM や GMP などの適正な製造慣行の要件を満たすものとする。

- (j) 敷地配置図が提供されるものとする。配置は、交差汚染を防止し、清掃活動を容易にし、生産工程又は原材料及び製品の取扱いを効率化し、労働者の安全衛生要件を遵守するものでなければならない。
- (k) 従業員の宿泊施設が施設内に所在してはならない。ただし、必要な場合、従業員の宿泊施設は、以下の要件を遵守するものとする。
 - (i) 加工区域とは別の建物内に所在するか、又は
 - (ii) 同じ建物内に所在する場合には、加工区域への独立した入口を設けなければならない。
 - (iii) 従業員居住区から加工区域への直通のアクセスが存在してはならない。
 - (iv) 従業員の出入りを管理するための効果的な仕組みを備えること。
- (l) 排水及び下水システムは、清潔に保たれ、適切に維持管理されるものとする。
- (m) ハラール認証を受けた製品の加工及び取扱いを行うための施設は、適用法令の要件を遵守しなければならない。
- (n) 重度のナジスで汚染された場合には、セルトゥのプロセスを実施しなければならない。

(9) 労働者

- (a) 申請区分の要件に基づき、十分な数のムスリム労働者を確保するものとする。
- (b) 個人の衛生状態が、常に高い水準で維持されなければならない。
- (c) 労働者の服装は、清潔で、控えめで、かつ適切なものでなければならない。
- (d) 従業員個人の物品、食品及び飲料を加工区域内に持ち込んで서는ならない。

- (e) 作業に適した個人用保護具(PPE)(頭部カバー、手袋、フェイスシールド、安全ゴーグルなど)が各従業員に支給されるものとする。
- (f) 労働者は、材料及び製品の汚染を引き起こす可能性のある行為、行動又は活動(喫煙、唾吐きなど)をしてはならない。
- (g) 従業員の採用及び雇用は、適用法令の要件を遵守するものとする。
- (h) 関連当局の規則に基づき定められた労働者倫理規範及び適正衛生規範(GHP)を実践しなければならない。

(10) 衛生管理

- (a) 加工区域の清掃は、計画に基づいて実施されるものとする。
- (b) 施設環境は、清潔に保たれ、施設を汚染する可能性がある要因が存在しないものとする。
- (c) 害虫駆除は外部業者により又は自社で定期的実施するものとし、その記録を残さなければならない。
- (d) 手洗い設備が設置され、正常に機能する状態に保たれるものとし、当該手洗い設備には石鹼やペーパータオルなどの適切な衛生用品が備えられるものとする。
- (e) 設置されるごみ箱は、十分な数の、良好な状態に保たれた、蓋付きのものでなければならない。ハンズフリー式(足踏みペダル式)ごみ箱の使用が推奨される。
- (f) トイレは、清掃手順が定められ、清潔で、臭いがなく、損傷がない状態でなければならない。また、加工区域に直接開口してはならない。
- (g) 材料廃棄及び廃棄物処理の手順は、適切に管理され、整理され、かつ関連当局の法令を遵守したものでなければならない。

(11) 労働者施設及び福利厚生

- (a) ムスリム労働者のための礼拝室又は礼拝スペースは、合理的な場所に設置され、十分な広さを有し、適切に維持管理されるものとする。
- (b) ムスリム労働者には、義務的な礼拝(金曜礼拝を含む。)を行うための適切な休暇及び時間が与えられるものとする。
- (c) 従業員用の更衣室又は更衣設備が適切に提供されるものとする。
- (d) 従業員の食事又は休憩用の場所が適切に提供されるものとする。
- (e) 従業員の私物を保管するための設備が設けられるものとする。

(12) 研 修

- (a) 新規従業員に対するハラール意識向上研修が、採用日から3か月以内に実施されるものとする。
- (b) 加工及び/又はサービス活動に関与する全従業員に対し、少なくとも3年に1回はハラール意識向上研修を実施するものとする。
- (c) ハラール意識向上研修は、ハラールの概念及びマレーシア・ハラール認証手順に関連する範囲を網羅し、HPB JAKIM に登録されている組織又は個人によって実施されるものとする。
- (d) ハラール意識向上研修は、ブランド所有者、供給業者、輸送業者、その他必要と認められる者などの関係する第三者にも拡大して実施することができる。
- (e) 会社の最高経営陣により正式に任命された社内ハラール委員会の全メンバーに対し、少なくとも3年に1回はハラール能力研修を実施するものとする。
- (f) ハラール能力研修は、HPB JAKIM 又は管轄当局に登録されているハラール研修提供者により実施され、以下の範囲を網羅するものとする。
 - (i) シャリーア及びファトワの理解

- (ii) マレーシア規格(MS)
 - (iii) マレーシア・ハラール認証手順マニュアル
 - (iv) マレーシア・ハラール管理制度(MHMS)
 - (v) ハラール関連法規
 - (vi) 重要原料(該当する場合)
- (g) 会社経営陣は、研修実施のために十分な資金及びインフラを提供するものとする。
- (h) ハラール意識向上研修及び能力研修の記録は、適切に維持、更新されなければならない。また、マレーシア・ハラール認証の監査又は監視時に参照できるよう容易にアクセス可能でなければならない。

(13) マレーシア・ハラール管理制度(MHMS)

- (a) MHMS マニュアル 2020 に基づくハラール管理の策定、実施及び維持
- (b) 会社の内部ハラール管理の継続性を確保するため、マレーシア・ハラール認証の要件の継続的な監督及び監視を実施するものとする。

(14) 文書化及び記録

- (a) 文書及び記録は、適切に維持、更新されるものとし、また、マレーシア・ハラール認証の監査又は監視時に参照できるよう容易に入手可能であるものとする。
- (b) マレーシア・ハラール認証の監査又は監視時に、ハラール関連の文書及び記録が利用可能な状態にされるものとする。それらの文書及び記録は、以下のリストに限定されない。
 - (i) ハラール申請ファイル

- (ii) MHMS ファイル
 - (iii) 会社のハラール認証書の写し(該当する場合)
 - (iv) 従業員記録
 - (v) ハラール研修記録
 - (vi) 原材料購入記録
 - (vii) 害虫駆除記録
 - (viii) 製品加工記録
 - (ix) 過去のハラール認証監査又は監視の記録
 - (x) マレーシア・ハラール認証要件に関連するその他の文書及び記録
- (c) 文書及び記録は、最低でも3年間保存されるものとする。
- (d) 新規SPHM申請者は、マレーシア・ハラール認証監査のために、少なくとも3か月分の文書及び記録を有していなければならない。

(15) 礼拝の道具及び要素

礼拝の道具及び要素が加工区域内に存在してはならない。

(16) 法令遵守

- (a) 事業運営においては、全ての適用法令が遵守されるものとする。
- (b) 管轄当局が施行する MHMS 2020 マニュアル、MS、ファクトワ、手順及び通達を遵守するものとする。
- (c) 管轄当局は、適用法令に違反していると認められた会社及び/又は申請者に対し、申請を拒否する権利、及び必要と認める措置を講じる権利を留保する。

(17) 受託製造/OEM

- (a) 受託製造/OEM を引き受ける当事者は、他社に製品製造サービスを提供する資格を得る前に、受託製造/OEM スキームに基づく SPHM を申請し取得しなければならない。
- (b) 会社及び/又は SPHM 申請者は、契約に基づく製品製造の実施者として選任される当事者が受託製造/OEM スキームに基づく SPHM を予め保有していることを確保しなければならない。

18. 具体的な要件

会社及び/又は SPHM 申請者は、マレーシア・ハラール認証(国内)において以下の具体的な要件を遵守しなければならない。

(1) 食品及び飲料製品スキーム

- (a) 各施設は、BKKM が発行した有効な食品施設登録証明書を有していなければならない。
- (b) 各食品取扱者は、KKM が認定した機関が発行した食品取扱者研修証明書を有していなければならない。
- (c) 各食品取扱者は、登録医から有効な腸チフス予防接種を受けなければならない。
- (d) 医薬品と食品の組み合わせを含む各製品(食品と医薬品の境界領域)については、NPRA 発行の製品分類書を提出しなければならない(該当する場合)。
- (e) MS 1500:2019 ハラール食品—一般的な要件(第 3 改訂版)、1983 年食品法(法第 281 号)、1985 年食品規則、2009 年食品衛生規則、及び関連当局が施行するその他の現行法令の要件を遵守しなければならない。
- (f) ムスリム労働者に関する要件を遵守し、以下の要素を満たすことによって MHMS を効果的に実施しなければならない。

(i) 大規模・中規模産業

- a. マレーシア人の常勤ムスリム労働者を最低 2 名任命し、操業又はシフトの全期間を通じて加工区域で職務に従事させるものとする。
- b. 施設の各支店においてハラール担当責任者を任命するものとする。
- c. 施設全体及び運営管理が異なる施設の各支店について社内ハラール委員会を設置するものとする。
- d. MHMS 2020 マニュアルに基づき HAS を策定し実施するものとする。

(ii) 小規模産業

- a. マレーシア人の常勤ムスリム労働者を最低 1 名任命し、操業又はシフトの全期間を通じて加工区域で職務に従事させるものとする。
- b. 施設においてハラール監督者を任命するものとする。
- c. MHMS 2020 マニュアルに基づき IHCS を策定し実施するものとする。

(iii) 零細産業

- a. マレーシア人の常勤ムスリム労働者を最低 1 名任命し、操業又はシフトの全期間を通じて加工区域で職務に従事させるものとする。
- b. MHMS 2020 マニュアルに基づき IHCS を策定し実施するものとする。

(2) 化粧品用製品スキーム

- (a) 各化粧品用製品については、届出をするか、又は輸出用(輸出専用)の届出対象外化粧品用製品の製造許可を NPRA から取得しなければならない。
- (b) 化粧品用製品を加工及び製造する施設は、マレーシアにおける化粧品管理のガイドライン付属書類 I、第 10 部「化粧品 GMP のガイドライン」に記載された要件を満たすものとする。
- (c) MS 2634:2019 ハラール化粧品—一般的な要件(第 1 改訂版)、1984 年薬物及び化粧品管理規則、2017 年マレーシアにおける化粧品管理のガイドライン、

並びに関連当局が施行するその他の現行法令の要件を遵守しなければならない。

- (d) ハラール認証を申請する各化粧品用製品について、NPRA 発行の届出詳細文書を提出しなければならない。
- (e) ムスリム労働者に関する要件を遵守し、以下の要素を満たすことによって MHMS を効果的に実施しなければならない。

(i) 大規模・中規模産業

- a. マレーシア人の常勤ムスリム労働者を最低 2 名任命し、操業又はシフトの全期間を通じて加工区域で職務に従事させるものとする。
- b. 施設の各支店においてハラール担当責任者を任命するものとする。
- c. 施設全体及び運営管理が異なる施設の各支店について社内ハラール委員会を設置するものとする。
- d. MHMS 2020 マニュアルに基づき HAS を策定し実施するものとする。

(ii) 小規模産業

- a. マレーシア人の常勤ムスリム労働者を最低 1 名任命し、操業又はシフトの全期間を通じて加工区域で職務に従事させるものとする。
- b. 施設においてハラール監督者を任命するものとする。
- c. MHMS 2020 マニュアルに基づき IHCS を策定し実施するものとする。

(iii) 零細産業

- a. マレーシア人の常勤ムスリム労働者を最低 1 名任命し、操業又はシフトの全期間を通じて加工区域で職務に従事させるものとする。
- b. MHMS 2020 マニュアルに基づき IHCS を策定し実施するものとする。

(3) 医薬製品スキーム

- (a) 各医薬製品を PBKD に登録しなければならない。
- (b) 医薬製品を加工及び製造する施設は、NPRA 発行の製造業者免許を保有し、GMP 要件を遵守しなければならない。
- (c) ハラール認証の対象となる医薬製品は、以下の区分に属する。
 - (i) 指定毒性製品
 - (ii) 指定外毒性製品(処方不要)
 - (iii) 健康補助製品
 - (iv) 天然物(伝統医療及び補完医療)
- (d) MS 2424:2019 ハラール医薬品一般的な要件(第 1 改訂版)、1952 年薬物販売法、1984 年薬物及び化粧品管理規則、医薬品登録ガイド(DRGD)、及び関連当局が施行するその他の現行法令の要件を遵守しなければならない。
- (e) ムスリム労働者に関する要件を遵守し、以下の要素を満たすことによって MHMS を効果的に実施しなければならない。
 - (i) **大規模・中規模産業**
 - a. マレーシア人の常勤ムスリム労働者を最低 2 名任命し、操業又はシフトの全期間を通じて加工区域で職務に従事させるものとする。
 - b. 施設の各支店においてハラール担当責任者を任命するものとする。
 - c. 施設全体及び運営管理が異なる施設の各支店について社内ハラール委員会を設置するものとする。
 - d. MHMS 2020 マニュアルに基づき HAS を策定し実施するものとする。
 - (ii) **小規模産業**
 - a. マレーシア人の常勤ムスリム労働者を最低 1 名任命し、操業又は

シフトの全期間を通じて加工区域で職務に従事させるものとする。

- b. 施設においてハラール監督者を任命するものとする。
- c. MHMS 2020 マニュアルに基づき IHCS を策定し実施するものとする。

(iii) 零細産業

- a. マレーシア人の常勤ムスリム労働者を最低 1 名任命し、操業又はシフトの全期間を通じて加工区域で職務に従事させるものとする。
- b. MHMS 2020 マニュアルに基づき IHCS を策定し実施するものとする。

(4) 食品施設スキーム

- (a) BKKM が発行した有効な食品施設登録証明書を保有すること。
- (b) 各食品取扱者は、KKM が認定した機関が発行した食品取扱者研修証明書を保有するものとする。
- (c) 各食品取扱者は、登録医から有効な腸チフス予防接種を受けなければならない。
- (d) MS 1500:2019 ハラール食品一般的な要件(第 3 改訂版)、1983 年食品法(法第 281 号)、1985 年食品規則、2009 年食品衛生規則、及び関連当局が施行するその他の現行法令の要件を遵守しなければならない。
- (e) セントラルキッチンを有する食品施設は、食品及び飲料製品スキームに基づく SPHM を先に取得しなければならない。
- (f) 同一ブランドを使用するチェーン食品施設は、各施設チェーンごとに SPHM を申請するものとし、申請は中央で管理されるものとする。
- (g) MYeHALAL 申請書で申告されるメニューは、メニュー表示に記載されるものと同一でなければならない。
- (h) 食品施設で提供する全メニューについて SPHM を申請すること。未申告の

メニューについては、メニュー追加の申請を行なわなければならない。

(i) MHMS マニュアル 2020 を参照して MHMS を効果的に策定し実施するものとする。

(j) 食品施設は、以下の追加要件を満たさなければならない。

(i) ホテル(キッチン及び/又はレストラン)

- a. 各キッチンについて常勤ムスリム労働者を最低 2 名任命し、操業又はシフトの全期間を通じて職務に従事させるものとする。
- b. 各ホテル支店についてハラール担当責任者を任命するものとする。
- c. 各ホテル支店について社内ハラール委員会を設置するものとする。
- d. MHMS 2020 マニュアルに基づき HAS を策定し実施するものとする。
- e. ホテル内で営業する全てのキッチン及び/又はレストランの一覧を提出しなければならない。
- f. SPHM によって申請されるホテルキッチンの数は、専用又は固有の入口を有するキッチンエリア又はスペースに基づいて判断されるものとする(付属書類 B 参照)。
- g. ハラール認証を受けたキッチンは、ハラール認証を受けていないキッチンから明確に分離されていなければならない。また、効果的なハラール管理体制を有していなければならない。
- h. プログラム参加者及びホテル宿泊客に提供される食品及び飲料は、SPHM を保有しているキッチンから調達するものとする。
- i. 認証を受けたハラールキッチンから調達した食事は、ハラール認証を受けていないキッチンから調達した食事と混合してはならない。
- j. ハラール認証を受けたレストランに供給される食品及び飲料は、SPHM を保有しているキッチン(オープンキッチンを含む。)から調達しなければならない。

(ii) レストラン又はカフェ、食堂及びベーカリー

- a. 各食品施設についてマレーシア人の常勤ムスリム労働者を最低 1 名任命し、操業又はシフトの全期間を通じて職務に従事させるものとする。

- b. 食品施設においてハラール監督者を任命するものとする。
- c. MHMS 2020 マニュアルに基づき IHCS を策定し実施するものとする。
- d. 食品及び飲料は、ハラール認証を受けたキッチンで調理するものとする。
- e. 同一ブランドのレストラン又はカフェ、食堂及びベーカリーを 3 つ以上有する会社及び/又は申請者は、チェーン食品施設に関する要件[第 18 項(4)(j)(iii)]を遵守しなければならない。

(iii) チェーン食品施設

- a. 各食品施設についてマレーシア人の常勤ムスリム労働者を最低 1 名任命し、操業又はシフトの全期間を通じて職務に従事させるものとする。
- b. 会社の管理職レベルで、又はセントラルキッチンにおいて、ハラール担当責任者を任命するものとする。
- c. 会社の管理職レベルで、又はセントラルキッチンにおいて、社内ハラール委員会を設置するものとする。
- d. MHMS 2020 マニュアルに基づき HAS を会社の管理職レベルで策定し各食品施設で実施するものとする。

(iv) ケータリング及び/又はフードサービス並びにコンベンションセンターキッチン

a. 大規模・中規模産業

- i. 各キッチン又は食品及び飲料調理区域について、操業又はシフトの全期間を通じて、常勤ムスリム労働者を最低 2 名任命するものとする。
- ii. 各食品施設においてハラール担当責任者を任命するものとする。
- iii. 食品施設全体及び運営管理が異なる食品施設の各支店について社内ハラール委員会を設置するものとする。
- iv. MHMS 2020 マニュアルに基づき HAS を策定し実施するものとする。
- v. 食品及び飲料は、ハラール認証を受けたキッチンで調理するものとする。
- vi. 申請は、施設の全てのキッチンを対象とするものとする。

b. 小規模産業

- i. 各食品施設についてマレーシア人の常勤ムスリム労働者を最低 1 名任命し、操業又はシフトの全期間を通じて職務に従事させるものとする。
- ii. 食品施設においてハラール監督者を任命するものとする。
- iii. MHMS 2020 マニュアルに基づき IHCS を策定し実施するものとする。
- iv. 食品及び飲料は、ハラール認証を受けたキッチンで調理するものとする。
- v. 申請は、施設の全てのキッチンを対象とするものとする。

(v) 移動式施設

- a. SPHM を申請する会社及び/又は申請者は、関連する移動式施設において調理及び加工を完全に実施するか、又はセントラルキッチンを有していなければならない。
- b. マレーシア人の常勤ムスリム労働者を最低 1 名任命し、操業又はシフトの全期間を通じて加工区域で職務に従事させるものとする。
- c. MHMS 2020 マニュアルに基づき IHCS を策定し実施するものとする。
- d. 施設の営業は、関連当局が指定した場所で行うものとする。
- e. 食品及び飲料は、ハラール認証を受けたキッチンで提供されるものとする。
- f. 完全に現場で調理及び加工を行う移動式施設については、原料及び機器の専用保管区域(保管室など)を設けるものとする。
- g. 同一ブランドの移動式施設を 3 つ以上有する会社及び/又は申請者は、チェーン食品施設に関する要件[第 18 項(4)(j)(iii)]を満たさなければならない。

(vi) フードコート内のカフェテリア(中央管理型)

- a. SPHM 申請はフードコート管理者が管理するものとする。
- b. マレーシア人の常勤ムスリム労働者を最低 1 名任命し、操業又はシフトの全期間を通じて加工区域で職務に従事させるものとする。
- c. 管理職レベルでハラール担当責任者を任命するものとする。
- d. 社内ハラール委員会を設置するものとする。フードコートテナントの代表者は、社内ハラール委員会のメンバーであるものとする。

- る。
- e. MHMS 2020 マニュアルに基づき HAS を管理職レベルで策定し全ての食品施設で実施するものとする。
 - f. 食品及び飲料は、ハラール認証を受けたキッチンで調理するものとする。

(vii) **キオスク**

- a. 各食品施設についてマレーシア人の常勤ムスリム労働者を最低 1 名任命し、操業又はシフトの全期間を通じて職務に従事させるものとする。
- b. MHMS 2020 マニュアルに基づき IHCS を策定し実施するものとする。
- c. 食品及び飲料は、ハラール認証を受けたキッチンで調理するものとする。
- d. 同一ブランドのキオスクを 3 つ以上有する会社及び/又は申請者は、チェーン食品施設に関する要件[第 18 項(4)(j)(iii)]を遵守するものとする。

(5) **消費財製品スキーム**

- (a) 会社及び/又は申請者は、SPHM に基づき申請する製品が、食品・飲料製品、化粧品、医薬品、及び医療機器を除き、消費者に便益を提供する完成品及び/若しくは半製品であること、又は特定の認証スキームに該当しない製品であって以下の基準を満たすものであることを確認しなければならない。
 - (i) 製造用の材料又は原料の出所に疑いがあるものであって、かかる製造用の材料又は原料の出所がハラールと非ハラールの両方に由来する可能性があるもの(皮革製品、洗浄剤、浄水フィルターなど)
 - (ii) マレーシア・ハラール認証制度対象製品の製造又は生産工程において加工助剤として使用されるもの(漂白土、ミョウバン、ガスなど)
 - (iii) ハラールとして認証されたとしても混乱を生じないもの
 - (iv) 管轄当局の承認を要するもの
- (b) MS 2200-2:2013 イスラム消費財—第 2 部：動物の骨、皮、及び毛の使用—

般ガイドライン、MS 2565:2014 ハラール包装一般ガイドライン、MS 2594:2015 飲料水処理用ハラール化学物質一般ガイドライン(該当する場合)、及び関連当局が施行するその他の現行法令の要件を遵守しなければならない。

(c) ムスリム労働者に関する要件を遵守し、以下の要素を満たすことによって MHMS を効果的に実施しなければならない。

(i) 大規模・中規模産業

- a. マレーシア人の常勤ムスリム労働者を最低 2 名任命し、操業又はシフトの全期間を通じて加工区域に配置するものとする。
- b. 施設の各支店においてハラール担当責任者を任命するものとする。
- c. 施設全体及び運営管理が異なる施設の各支店について社内ハラール委員会を設置するものとする。
- d. MHMS 2020 マニュアルに基づき HAS を策定し実施するものとする。

(ii) 小規模産業

- a. マレーシア人の常勤ムスリム労働者を最低 1 名任命し、操業又はシフトの全期間を通じて加工区域で職務に従事させるものとする。
- b. 施設においてハラール監督者を任命するものとする。
- c. MHMS 2020 マニュアルに基づき IHCS を策定し実施するものとする。

(iii) 零細産業

- a. マレーシア人の常勤ムスリム労働者を最低 1 名任命し、操業又はシフトの全期間を通じて加工区域で職務に従事させるものとする。
- b. MHMS 2020 マニュアルに基づき IHCS を策定し実施するものとする。

(6) 物流サービススキーム

(a) 会社及び/又は申請者は、輸送物流、倉庫保管、及び小売業(総合物流サービス及びコールドチェーン施設を含む。)に限定されるものとする。

- (b) 課税対象品を保管する会社及び/又は申請者は、マレーシア関税局(Royal Malaysian Customs Department)から発行された関連する倉庫保管許可証を保有していなければならない(該当する場合)。
- (c) バルクコンテナ、バルク液体の輸送、及び一般貨物輸送に使用される商用輸送手段によるバルクコンテナ、バルク液体の輸送、及び一般貨物輸送は、マレーシア交通省道路交通局(Malaysian Road Transport Department)に登録し、同局から貨物輸送許可を取得しなければならない。
- (d) 貨物輸送業者、通関業者、及び海運業者は、マレーシア関税局から関連するライセンスを取得するものとする(該当する場合)。
- (e) 食肉及び食肉製品の保管に従事する会社及び/又は申請者は、JPV から発行された輸入許可証を保有していなければならない(該当する場合)。
- (f) 小売業種の企業及び/又は申請者は、商品を販売又は取引する会社であって、食料品店、コンビニエンスストア、スーパーマーケットなどの食品小売業者でなければならない。
- (g) SPHM によって要求される輸送、倉庫保管、及び小売に関する情報は、MYeHALAL 申請書に詳細に記載しなければならない。
- (h) MS 2400-1:2019 ハラール供給チェーン管理システムー第1部：輸送に関する一般的な要件(第1改訂版)、MS 2400-2:2019 ハラール供給チェーン管理システムー第2部：倉庫保管に関する一般的な要件(第1改訂版)、MS 2400-3:2019 ハラール供給チェーン管理システムー第3部：小売に関する一般的な要件(第1改訂版)、及び関連当局が施行するその他の現行法令を遵守しなければならない。
- (i) ムスリム労働者に関する要件を遵守し、以下の要素を満たすことによってMHMS を効果的に実施しなければならない。
 - (i) **大規模・中規模産業**
 - a. マレーシア人の常勤ムスリム労働者を最低 2 名任命し、操業又はシフトの全期間を通じて物流業務区域で職務に従事させるものとする。

- b. 施設の各支店においてハラール担当責任者を任命するものとする。
 - c. 施設全体及び運営管理が異なる施設の各支店について社内ハラール委員会を設置するものとする。
 - d. MHMS 2020 マニュアルに基づき HAS を策定し実施するものとする。
- (ii) **小規模産業**
- a. マレーシア人の常勤ムスリム労働者を最低 2 名任命し、操業又はシフトの全期間を通じて物流業務区域で職務に従事させるものとする。
 - b. 施設においてハラール監督者を任命するものとする。
 - c. MHMS 2020 マニュアルに基づき IHCS を策定し実施するものとする。
- (iii) **零細産業**
- a. マレーシア人の常勤ムスリム労働者を最低 2 名任命し、操業又はシフトの全期間を通じて物流業務区域に配置するものとする。
 - b. MHMS 2020 マニュアルに基づき IHCS を策定し実施するものとする。
- (j) 輸送区分の申請は、以下の具体的な追加要件を満たさなければならない。
- (i) 輸送ネットワーク全体において、重度のナジスに分類される材料及び/又は製品の輸送及び取扱いを行ってはならないこと。
 - (ii) ハラール認証を受けた輸送は、ハラール製品のみを輸送し取扱うこと。
 - (iii) 車両追跡システムを策定し効果的に実施すること。
 - (iv) ハラール認証を受けた輸送が明確に識別され、表示されていること。
 - (v) 食品配送サービスの輸送ネットワーク全体についてハラール認証を取得すること。
 - (vi) 従業員(ドライバーを含む。)が勤務中に食品及び/又は飲料、動物、並

- びに非ハラールの材料を持ち込んで서는ならないこと。
- (k) 倉庫保管の区分の申請は、以下の具体的な追加要件を満たさなければならない。
- (i) 施設全体において、重度のナジスに分類される材料及び/又は製品を保管してはならないこと。
 - (ii) ハラール認証を受けた区画では、ハラール製品のみを保管し取り扱うこと。
 - (iii) 倉庫管理システムを策定し効果的に実施すること。
 - (iv) ハラール認証を受けた区画が識別され物理的に分離されていること。
 - (v) 認証済のハラール材料及び/又は製品と、(認証済のハラール区画内の)未認証のハラール製品の保管区域が明確に分離され、表示されていること。
- (l) 小売の区分の申請は、以下の具体的な追加要件を満たさなければならない。
- (i) 施設全体において、重度のナジスに分類される材料及び/又は製品の取扱い、展示、及び販売を行ってはならないこと。
 - (ii) 卸売業者及び貿易業者の区分の小売申請は、ハラール材料及び/又は製品のみを取り扱い、販売するものであること。
 - (iii) 食品小売業者の区分の小売申請は、認証済のハラール区域においてハラール材料及び/又は製品のみを取り扱い、展示し、販売すること。
 - (iv) 非ハラールの材料及び/又は製品(重度のナジスを除く。)を取り扱い、展示し、販売する食品小売業者については、以下を含む効果的な管理メカニズムが非ハラール区域に整備されていること。
 - a. 区域を分離し明確に表示すること
 - b. 保管場所を分離し明確に表示すること
 - c. 当該区域専用のカート及び/又はカゴを備えること

- d. 当該区域専用のレジカウンターを備えること
 - e. 運営を非ムスリム人に限定すること
- (v) 小売管理システムを策定し効果的に実施すること。
- (vi) 商品の配置は、指定された区分(水分を多く含む原材料、乾物など)に従うこと。

(7) 屠殺場スキーム

- (a) 会社及び/又は申請者は、家禽(鶏、鴨、ウズラ、ガチョウ、七面鳥、ダチョウ、鳩など)及び反芻動物(山羊、羊、鹿、牛、水牛、ラクダなど)を対象とした商業用ハラール動物屠殺場でなければならない。これにはウサギ及びヤマアラシも含まれる。
- (b) 屠殺場は、獣医認証スキームの認証を取得しているか、又は JPV(該当する場合)の有効な認証書又は推薦状を取得していなければならない。
- (c) 各食品取扱者は、KKM が認定した機関が発行した食品取扱者研修証明書を有していなければならない。
- (d) 各食品取扱者は、登録医から有効な腸チフス予防接種を受けなければならない。
- (e) MS 1500:2009 ハラール食品ー生産、調理、取扱い及び保管ー一般ガイドライン(第2改訂版)、MS 1500:2019ハラール食品ー一般的な要件(第3改訂版)、1962年動物規則(Animal Rules)、1953年動物法(Animal Act)(2006年改正)、1993年と畜場法(民営)(Slaughterhouse Act (Privatization))、2004年サバ州屠殺場規則(Sabah Slaughterhouse Rules)(サバ州)、1983年食品法(法第281号)、1985年食品規則、2009年食品衛生規則、及び関連当局が施行するその他の現行法令の要件を遵守しなければならない。
- (f) ムスリム労働者に関する要件を遵守し、以下の要素を満たすことによってMHMSを効果的に実施しなければならない。
 - (i) **大規模・中規模産業**
 - a. 常勤屠殺者を最低2名、及び常勤のハラール検査官を最低1名任

命し、操業又はシフトの全期間を通じて職務に従事させるものとする。

- b. 施設の各支店においてハラール担当責任者を任命するものとする。
- c. 施設全体及び運営管理が異なる施設の各支店について社内ハラール委員会を設置するものとする。
- d. MHMS 2020 マニュアルに基づき HAS を策定し実施するものとする。

(ii) 小規模産業

- a. 屠殺者を最低1名、及び常勤のハラール検査官を最低1名任命し、操業期間又はシフト全体を通じて職務に従事させるものとする。
- b. 施設の各支店においてハラール監督者を任命するものとする。
- c. MHMS 2020 マニュアルに基づき IHCS を策定し実施するものとする。

(g) 以下の具体的な追加要件を遵守しなければならない。

(i) 施設

- a. 屠殺場は、ハラール動物の屠殺及びハラール屠殺のみを専ら行う施設とするものとする。
- b. 屠殺場は、動物の屠殺、製品加工、及び流通又は販売前の保管を行うための設備を備えているものとする。
- c. 屠殺場は、清掃及び消毒を容易に行えるよう設計され建設されており、かつ以下の適切なスペース設備を備えているものとする。
 - i. 積込み又は荷卸し及び一時保管所
 - ii. 屠殺所
 - iii. 加工所
 - iv. 流通前の一時保管所
 - v. 固形廃棄物管理設備、排水処理システム(ETS)、及びETSから排出された汚泥の管理システム
 - vi. 機器及び衣類の保管所

(ii) 動物

- a. 動物はハラール動物のみとするものとする。
- b. 動物は健康体であり、担当の認証機関(JPV)の承認を得ていなければならない。

- c. 動物は、屠殺時に安定した生命状態にあることを確認しなければならない。
- d. 動物は適切に扱われ、その福祉が確保されなければならない。

(iii) 屠殺者

- a. 屠殺者は、理性を備えた成人のムスリムであり、イスラム教を實踐し、イスラム教における屠殺に関する基本的な規則及び条件を理解し知識を有していなければならない。
- b. 屠殺者は、MAIN/JAIN 発行の有効な屠殺者免許を保有していなければならない。
- c. 屠殺者は、屠殺実施時に動物が安定した生命状態にあることを確認しなければならない。
- d. 屠殺者の人数は、動物の屠殺が適切に行われることを確保するのに十分なものでなければならない。
- e. 屠殺者は、有効な屠殺者免許を保有するハラール検査官と職務を交代し又は交換することができる。
- f. 屠殺者は、最高で家禽 3,000 羽及び反芻動物 50 匹の屠殺を行った後は交代するものとする。

(iv) ハラール検査官

- a. 屠殺者は、理性を備えた成人のムスリムであり、イスラム教を實踐し、ハラール屠殺に関する基本的な規則及び条件を理解し知識を有していなければならない。
- b. 検査官は、屠殺過程にも関与する場合、MAIN/JAIN 発行の有効な屠殺者免許を保有していなければならない。
- c. 屠殺過程全体を通じて十分な人数の検査官を適切な場所(チェックポイント)に配置することにより、検査を確実にを行い、かつ以下のとおり動物に対する徹底的な検査を実施することを確保するものとする。
 - i. 屠殺実施時に動物が安定した生命状態にあること。
 - ii. 気管(halkum)が完全に切断されること。
 - iii. 食道(throat)が完全に切断されること。
 - iv. 頸動脈及び頸静脈(wadajain)が完全に切断されていること。
 - v. その後の加工作業に入る前に動物の死亡が確認されていること。
 - vi. 気絶処理が、屠殺される動物の死亡及び/又は頭蓋骨の骨折を生じないこと。

- d. 適切な屠殺が行われず、気絶処理要件に適合しない動物は分離し、食用不適格として表示するものとする。
- e. 検査官は、有効な屠殺者証明書を保有している屠殺者と職務を交代し又は交換することができる。

(v) **屠殺用器具**

- a. 屠殺用具は骨、爪、及び歯で製造されたものであってはならない。
- b. 屠殺用具はハラール動物の屠殺専用のものであるものとする。
- c. 使用するナイフは鋭利かつ適切であり、屠殺能力に見合ったものでなければならない。
- d. ナイフ又は刃は、流水によって血液又はその他の不純物を除去し清潔に保たなければならない。

(vi) **取扱い**

- a. 動物は人道的に扱い、屠殺場への輸送前及び輸送中の動物福祉を確保するものとする。
- b. 屠殺はアッラーへの意図をもって行われ、他の目的のために行ってはならない。
- c. 屠殺実施時にはタスマヤ(*tasmiyah*)を唱えなければならない。
- d. 屠殺はキブラ(*qibla*)に向かって行うことが推奨される。
- e. 屠殺は、気管、食道、並びに頸動脈及び頸静脈の両方を切断して行うものとする。
- f. 屠殺は頸部を切断して行い、短頸動物では喉頭下、長頸動物では喉頭上を切断するものとする。
- g. 屠殺は一回の切断で実施しなければならない。刃を離さずに繰り返す動作は許容される。
- h. 動物の放血は自然かつ完全に行われなければならない。
- i. 動物の屠殺後処理は、動物の死亡確認後に行わなければならない。食道のクリッピングなど、管轄当局が許可する軽微な食品安全手順は認められる。
- j. 放血時間は、動物が完全に死亡したことを確認できる十分な長さでなければならない。
- k. 窒息を防ぐため、屠殺された動物を積み重ねてはならないものとする。
- l. マレーシア・ハラール認証の要件を遵守していない屠殺手順を策定するものとする。尚、その実施は以下の方法に限定されない。

- i. ハラール加工工程から除外されること。
- ii. 廃棄されること。
- iii. 別の施設で加工されること。
- m. 屠殺された動物のうちマレーシア・ハラール認証の要件を満たさないものは、特定して分離し、非ハラールとして明確に表示シラベルを付すものとする。
- n. 家禽の湯漬け処理は、動物が完全に死亡した後に実施するものとする。
- o. 屠殺に伴う作業(熱処理、羽毛除去、解体、包装など)は同一施設内で行うものとする。

(vii) 気絶処理

- a. 動物の気絶処理は推奨されない。
- b. 気絶処理を行う場合は、管轄当局が定める条件を遵守しなければならない。
- c. 気絶処理用装置は、訓練を受けたムスリム労働者が常に管理し、管轄当局による定期的な監視を受けるものとする。
- d. 気絶処理制御パネルは、施錠し、他者による容易なアクセスを不能とし、また許可なく容易に変更できない状態にするなど、権限を有する者が常に管理するものとする。
- e. 動物は気絶処理前に安定した生命状態にあることを確認しなければならない。
- f. 気絶処理は、動物の死亡又は永続的な身体の損傷を生じるものであってはならない。
- g. 気絶処理用装置はハラール動物専用とし、重度のナジスに分類される動物に使用してはならないものとする。
- h. 動物一体につき、一度に行う気絶処理は一度に限られるものとする。
- i. 承認された気絶処理方法は、管轄当局の承認を得なければならない(付属書類C参照)。
- j. 電気式及び空圧式の気絶処理は認められる。
- k. 電気式の気絶処理は頭部のみにも適用し、山羊や羊などの動物の頭部に両電極を配置して行うものとする。
- l. 家禽(鶏、アヒルなど)について認められる電気式気絶処理は水槽式のみとする。
- m. 使用する電流の強度は、訓練を受けたムスリム労働者が監督し、管轄当局が監視するものとする。

- n. 空圧式気絶処理装置は、牛及び水牛などの大型動物にのみ使用するものとする。
- o. 空圧式気絶処理装置に使用する空気圧は 225psi を超えてはならず、気絶処理中に必要な最小出力に調整するものとする。
- p. 空圧式気絶処理装置のヘッドは平坦又は凸状とし、保護カラーで保護し、装置のヘッドが 3mm を超えて突出しないようにするものとする。
- q. 動物の頭部は、空圧式気絶処理装置を適用して直接前頭骨に向けるまで動かないよう固定しなければならない。
- r. 気絶処理装置は定期的に校正及び保守を行い、記録を保管するものとする。

(viii) 屠殺記録

- a. 毎日の屠殺記録は正確、完全かつ最新であるものとし、マレーシア・ハラール認証の検査時に容易に参照可能な状態にするものとする。
- b. 屠殺記録には、以下をはじめとする内容を記載するものとする。
 - i. 生体動物の搬入記録
 - ii. 屠殺動物数の記録
 - iii. 不適切な屠殺の記録
 - iv. 気絶処理により死亡した動物の記録
 - v. 拒絶され又は不適切とされた動物の記録

(8) 受託製造/OEM スキーム

- (a) 受託製造/OEM に従事する会社及び/又は申請者は、他社に製品製造サービスを提供する資格を得るには、先ず受託製造/OEM スキームに基づき SPHM を取得しなければならない。
- (b) かかるスキームを製造製品のハラール表示として使用することはできず、ハラールロゴの使用を希望する各製品については該当するスキームに従い SPHM を申請しなければならない。
- (c) かかるスキームに基づき営業する会社及び/又は SPHM の申請者は、以下のマレーシア・ハラール認証のスキームに基づくハラール製品のみを製造し、取扱い、又は管理するものとする。

- (i) 食品・飲料製品スキーム
 - (ii) 化粧品用製品スキーム
 - (iii) 医薬製品スキーム
 - (iv) 消費財製品スキーム
 - (v) 屠殺場スキーム
 - (vi) 医療機器製品スキーム
- (d) 施設は BKKM 発行の有効な食品施設登録証明書を保有していなければならない(該当する場合)。
- (e) 屠殺場は、獣医認証スキーム又は JPV 発行の有効な承認証明書若しくは支援書を保有していなければならない(該当する場合)。
- (f) 施設は、NPRA 発行の有効な製造者免許を保有していなければならない(該当する場合)。
- (g) 施設は、MDA 発行の有効な事業所免許を保有していなければならない(該当する場合)。
- (h) 製造会社と顧客企業又はブランド所有者との間の、製品の製造又は生産に関する契約書、合意書、又は相互理解確認書を提出しなければならない。
- (i) 会社及び/又は SPHM の申請者は、製品の受託製造を行う委託先が事前に SPHM を取得していることを確認しなければならない。
- (j) 会社及び/又は申請者は、各受託製造/OEM サービスごとに個別の申請を提出しなければならない。例えば、食品及び医薬品の受託製造/OEM の申請は別々に行う必要がある。
- (k) 関連する MS 要件及び関連当局が施行するその他の現行法令を遵守しなければならない。

- (l) ムスリム労働者に関する要件を遵守し、以下の要素を満たすことによって MHMS を効果的に実施しなければならない。

(i) **大規模・中規模産業**

- a. マレーシア人の常勤ムスリム労働者を最低 2 名任命し、操業又はシフトの全期間を通じて加工区域で職務に従事させるものとする。
- b. 施設の各支店においてハラール担当責任者を任命するものとする。
- c. 施設全体及び運営管理が異なる施設の各支店について社内ハラール委員会を設置するものとする。
- d. MHMS 2020 マニュアルに基づき HAS を策定し実施するものとする。

(ii) **小規模産業**

- a. マレーシア人の常勤ムスリム労働者を最低 1 名任命し、操業又はシフトの全期間を通じて加工区域で職務に従事させるものとする。
- b. 施設においてハラール監督者を任命するものとする。
- c. MHMS 2020 マニュアルに基づき IHCS を策定し実施するものとする。

(iii) **零細産業**

- a. マレーシア人の常勤ムスリム労働者を最低 1 名任命し、操業又はシフトの全期間を通じて加工区域で職務に従事させるものとする。
- b. MHMS 2020 マニュアルに基づき IHCS を策定し実施するものとする。

(9) **医療機器製品スキーム**

- (a) 各医療機器製品について、MDA 発行の有効な医療機器登録証明書、又は医療機器登録要件に関する MDA 発行の免除書を保有していなければならない。
- (b) 医療機器製品を加工し製造する施設は、MDA 発行の有効な事業所許可証を保有していなければならない。

- (c) ハラール認証医療機器製品は以下の基準を満たさなければならない。
- (i) 特に縫合糸、加湿器、デンタルフロスなどの動物由来製品及びアルコール系製品に関連して、製造用の材料又は原料の供給源がハラールか非ハラールが判然としない疑義があること。
 - (ii) 以下に例示する目的と(ただしこれらに限定されない。)同様の目的(類似の意図された目的)を有するその他の製品。
 - a. 透析液/血液透析液、生理食塩水、平衡塩溶液、うがい薬、尿道潤滑剤、個人用潤滑剤、消毒液、創傷洗浄液、コンタクトレンズ洗浄液、点眼薬/潤滑剤などの液体製品
 - b. 皮膚移植片/外科用メッシュ、骨移植片、血管移植片、冠動脈ステントグラフトなどの移植製品
 - c. 心臓弁、ステント、人工内耳、眼内レンズなどのインプラント製品
 - d. 義足、人工膝関節、義肢、人工心臓弁、人工足関節などの義肢装具品
 - (iii) 管轄当局の承認を条件とすること。
- (d) MS 2636:2019 ハラール医療機器に関する一般要求事項、2012 年医療機器法(法第 737 号)、2012 年医療機器規則、及び関連当局が施行するその他の現行法令の要件を遵守するものとする。
- (e) ムスリム労働者に関する要件を遵守し、以下の要素を満たすことによって MHMS を効果的に実施するものとする。
- (i) **大規模・中規模産業**
 - a. マレーシア人の常勤ムスリム労働者を最低 2 名任命し、操業又はシフトの全期間を通じて加工区域で職務に従事させるものとする。
 - b. 施設の各支店においてハラール担当責任者を任命するものとする。
 - c. 施設全体及び運営管理が異なる施設の各支店について社内ハラール委員会を設置するものとする。
 - d. MHMS 2020 マニュアルに基づき HAS を策定し実施するものとする。

る。

(ii) **小規模産業**

- a. マレーシア人の常勤ムスリム労働者を最低 1 名任命し、操業又はシフトの全期間を通じて加工区域で職務に従事させるものとする。
- b. 施設においてハラール監督者を任命するものとする。
- c. MHMS 2020 マニュアルに基づき IHCS を策定し実施するものとする。

(iii) **零細産業**

- a. マレーシア人の常勤ムスリム従業員を最低 1 名任命し、操業期間又はシフト全体を通じて加工区域に配置すること。
- b. MHMS 2020 マニュアルに基づき IHCS を策定し実施すること。

19. 社内ハラール管理制度(IHCS)

- (1) 小規模及び/又は零細区分に該当する会社及び/又は SPHM 申請者は、マレーシア・ハラール認証の特定要件を満たすために IHCS を策定し実施するものとする。

- (2) IHCS の策定及び実施は、以下の要素を満たすものとする。

(a) ハラールポリシー

全ての関係者に理解され伝達されていること。

(b) 原材料又は顧客管理手順

- (i) 原材料、サプライヤー、又は顧客の決定プロセスが説明可能であること
- (ii) 現場で実際に行われている作業プロセスを正確に説明すること
- (iii) 記録・文書化され、マレーシアのハラール認証の監査又は監視時に検証可能であること

- (c) トレーサビリティ手順
 - (i) 原材料、サプライヤー、顧客、及び完成品を再度特定するプロセスが説明可能であること
 - (ii) 現場で実際に行われている作業プロセスを正確に説明すること
 - (iii) 原材料、サプライヤー、顧客、及び完成品を再度特定するプロセスが説明可能であること
- (3) IHCS の所定の要素に基づく策定要件及び実施要件を満たすために、MHMS 2020 マニュアルを参照しなければならない。

20. ハラール保証制度(HAS)

- (1) 大規模及び中規模区分の会社及び/又は SPHM 申請者は、マレーシア・ハラール認証の特定要件を満たすために HAS を策定し実施しなければならない。
- (2) 各施設の支店ごとにハラール担当責任者を任命するものとする。
- (3) 各会社及び/又は運営管理が異なる支店ごとに社内ハラール委員会を設置するものとする。
- (4) 社内ハラール委員会は、少なくとも以下の4名で構成されるものとする。
 - (a) 議長
 - (b) ハラール担当責任者
 - (c) 調達部門又は仕入部門の代表者
 - (d) 加工部門又は運営部門の代表者
- (5) HAS の所定の要素に基づく策定要件及び実施要件を満たすために、MHMS 2020 マニュアルを参照するものとする。

第 V 部 申請手順

21. 新 規

- (1) 会社及び/又は申請者は、本マニュアルの手順 5 に定める申請要件及び申請基準を満たさなければならない。
- (2) 会社及び/又は申請者は、SPHM を申請する前に、www.halal.gov.my において MYeHALAL システムユーザーアカウントを登録しなければならない。MYeHALAL システムユーザーアカウントの登録資格は、マレーシア会社登記所若しくはマレーシア協同組合委員会の登録番号、又は各議会制定法若しくは省及びその他の政府機関に基づく設立文書(該当する場合)に基づく(付属書類 D 参照)。
- (3) MYeHALAL システムユーザーアカウントの登録は、24 営業時間以内に管轄当局によって確認される。
- (4) ユーザーアカウントが確認された後、SPHM の申請を MYeHALAL システムを通じてオンラインで行わなければならない。
- (5) MYeHALAL の申請書は、完全に記入され、かつ以下の要件を満たしていなければならない。
 - (a) 申請するスキーム及び区分が正確に選択されていること。
 - (b) 会社及び/又は申請者、原材料又は成分、製造業者、製品、メニュー、サービス、その他の関連事項を含む全ての情報が正確かつ詳細に漏れなく記入されていること。
 - (c) コードを使用する原材料又は成分及び製品については、(商品名のみではなく)実際の名称が併記されていること。
 - (d) 食品施設、物流サービス、及び受託製造/OEM スキームを除く全てのマレーシア・ハラール認証スキームにおいて、申請 1 件あたりの製品数は 100 を超えてはならないものとする。

- (e) 登録製品又は登録メニューの名称は、包装ラベル及び/又はメニュー表示に記載のある名称と同一でなければならない。
 - (f) 外国語の製品又はメニューの名称は、マレー語及び/又は英語に翻訳しなければならない。
- (6) MYeHALAL 申請書をオンラインで提出した後 5 営業日以内に、完全な証明書類を(申請者の MYeHALAL システムに表示された)管轄当局に提出しなければならない(付属書類 E 参照)。
 - (7) 管轄当局は、申請書類及び証明書類のうち不備があるもの、及び正しいマレーシア・ハラール認証スキーム及び区分に準拠していないものを却下するものとする。
 - (8) 申請は、マレーシア・ハラール認証スキーム及び製造業者の住所に基づき、管轄当局が管理するものとする。会社及び/又は申請者は、MYeHALAL システムユーザーアカウントに表示される情報に基づき、申請を管理する管轄当局を確認することができる。
 - (9) 会社及び/又は申請者は、SPHM の申請を管理する管轄当局の変更を要求することは認められない。
 - (10) 食品・飲料製品スキームに基づくセントラルキッチン、及びチェーン食品施設の区分における食品施設スキームの申請は、JAKIM が管理するものとする。
 - (11) 同一ブランドを使用し異なる州で営業する 2 箇所以上の食品施設の申請は、JAKIM が管理するものとする。
 - (12) 管轄当局は、コンサルタントなどの第三者又は仲介業者を介さず、会社及び/又は申請者に直接対応するものとする。
 - (13) 申請の審査は、管轄当局が全ての証明書類を受領した後に実施されるものとし、審査期間は申請対象の製品数、メニュー項目数、施設数によって異なる。
 - (14) 手数料は、手数料納付通知受領後、14 営業日以内又は管轄当局が指定する期間内に支払わなければならない。

- (15) 管轄当局が受領すべき手数料の納付が遅延した場合、申請は却下されることになり、会社及び/又は申請者は改めて申請を提出しなければならない。
- (16) 製品、メニュー、食品施設、及びサービスの追加、並びに会社登記の変更は、管轄当局による手数料納付通知書発行後は認められないものとする。
- (17) 会社登記に変更が生じた場合、会社及び/又は申請者は MYeHALAL ユーザーアカウントを登録し、改めて申請を提出するものとする。
- (18) 管轄当局による手数料受領後、現地監査を実施するものとする。
- (19) 各マレーシア・ハラール認証スキームの対象となる会社及び/又は申請者は以下のとおりである。
- (a) 食品・飲料製品スキーム
- (i) 事業主又は生産者・提供者
 - (ii) 再包装業者
 - (iii) セントラルキッチン事業者
 - (iv) ブランド所有者
- (b) 化粧品用製品スキーム
- (i) 事業主又は生産者・提供者
 - (ii) 再包装業者
 - (iii) ブランド所有者
- (c) 医薬製品スキーム
- (i) 事業主又は生産者・提供者

- (ii) 再包装業者
- (iii) ブランド所有者
- (d) 食品施設スキーム
 - (i) ホテル運営者(キッチン及び/又はレストラン)
 - (ii) レストラン又はカフェ運営者
 - (iii) 食堂運営者
 - (iv) ベーカリー運営者
 - (v) フランチャイズ食品施設運営者
 - (vi) ケータリング及び/又は食品サービス運営者
 - (vii) コンベンションセンターのキッチン運営者
 - (viii) 移動式食品施設運営者
 - (ix) フードコート内のカフェテリア運営者
 - (x) キオスク運営者
- (e) 消費財製品スキーム
 - (i) 事業主又は生産者・提供者
 - (ii) 再包装業者
 - (iii) ブランド所有者
- (f) 物流サービススキーム
 - (i) 輸送事業者(陸路、海路、空路)

- (ii) 倉庫業者
- (iii) 小売業者
- (g) 屠殺場スキーム
 - (i) 鶏、その他の家禽、又はウサギの屠殺場運営者
 - (ii) 山羊、羊、鹿、牛、水牛、又はラクダの屠殺場運営者
 - (iii) その他のハラール動物の屠殺場運営者(管轄当局の承認を条件とする)。
- (h) 受託製造/OEM スキーム
 - (i) 以下のスキームにおける製造業者及び/又は再包装業者
 - a. 食品・飲料製品スキーム
 - b. 化粧品用製品スキーム
 - c. 医薬製品スキーム
 - d. 消費財製品スキーム
 - e. 屠殺場スキーム
 - f. 医療機器製品スキーム
 - (i) 医療機器製品スキーム
 - (i) 事業主又は生産者・提供者
 - (ii) 再包装事業者
 - (iii) ブランド所有者

22. 更 新

- (1) SPHM の申請は、www.halal.gov.my の MYeHALAL システムを通じてオンラインで提出しなければならない。
- (2) SPHM の更新申請は、SPHM の有効期限の 6 か月前以降、かつ 3 か月前までに提

出しなければならない。

- (3) 有効期限を徒過した SPHM の更新申請は、新規申請として取り扱われる。
- (4) 会社及び/又は申請者は、MYeHALAL 申請書記入要件及び以下の要件について、本手順マニュアルの手順 21(5)を参照するものとする。
 - (a) 新規の製品、食品施設、及びメニューの追加は認められないものとする。
 - (b) 製品名、ブランド、及びメニューに関する情報の更新は、管轄当局への正式な届出として提出しなければならない。
- (5) 更新申請と過去の申請における変更点を容易に識別できるよう、原材料又は成分の概要を提出するものとする(付属書類 F 参照)。
- (6) 適正なマレーシア・ハラール認証スキーム及び区分に準拠しない不備ある申請は、管轄当局によって却下されるものとする。
- (7) 申請は、マレーシア・ハラール認証スキーム及び製造業者の住所に基づき、管轄当局によって管理されるものとする。会社及び/又は申請者は、MYeHALAL システムユーザーアカウントに表示された情報に基づき、管理を行う当局を判断することができる。
- (8) 会社及び/又は申請者は、SPHM の申請を管理する管轄当局の変更を要求することは認められないものとする。
- (9) 食品・飲料製品スキームに基づくセントラルキッチン、及びチェーン食品施設の区分における食品施設スキームの申請は、JAKIM が管理するものとする。
- (10) 同一ブランドを使用し異なる州で営業する 2 箇所以上の食品施設の申請は、JAKIM が管理するものとする。
- (11) MYeHALAL 申請書をオンラインで提出した後 5 営業日以内に、完全な証明書類を(申請者の MYeHALAL システムに表示された)管轄当局に提出しなければならない。
- (12) 手数料は、手数料納付通知受領後、14 営業日以内又は管轄当局が指定する期間内

に支払わなければならない。

- (13) 管轄当局による手数料受領後、現地監査を実施するものとする。

23. 追 加

- (1) 追加申請は、食品施設スキーム対象の会社及び/又は申請者が、メニュー又はプロモーションメニューの追加を目的とする場合に限り行うことができるものとする。
- (2) 会社及び/又は申請者は、有効かつ関連性のある食品施設に関するもの限り、メニュー又はプロモーションメニューの追加申請を提出しなければならない。
- (3) SPHMの申請は、www.halal.gov.my の MYeHALAL システムを通じてオンラインで提出しなければならない。
- (4) MYeHALAL の 申請書は、完全に記入され、かつ以下の要件を満たしていなければならない。
- (a) 全ての情報を、正確で詳細に漏れなく正しく記入すること。これには、会社、原材料、サプライヤー、製品、メニュー、サービス、その他の関連事項が含まれる。
 - (b) コードを使用する製品及び原材料については、(商品名のみではなく)実際の名称を含めること。
 - (c) 申請する製品名及びメニュー名は、包装ラベル又はメニューリスト上の表記のとおり記入しなければならない。
 - (d) 外国語の製品又はメニューの名称は、マレー語及び/又は英語に翻訳しなければならない。
- (5) 適正なマレーシア・ハラール認証スキームに準拠しない不備ある申請は、管轄当局によって却下されるものとする。
- (6) 申請は、マレーシア・ハラール認証スキーム及び製造業者の住所に基づき、管轄当局によって処理されるものとする。会社及び/又は申請者は、MYeHALAL シス

テムユーザーアカウントに表示された情報に基づき、申請を取り扱う当局を判断することができる。

- (7) 会社及び/又は申請者は、SPHMの申請を管理する管轄当局の変更を要求することは認められないものとする。
- (8) MYeHALAL 申請書をオンラインで提出した後 5 営業日以内又は指定期間内に、完全な証明書類を管轄当局に提出しなければならない。
- (9) 手数料は、手数料納付通知受領後、14 営業日以内又は管轄当局が指定する期間内に支払わなければならない。
- (10) 管轄当局による手数料受領後、現地監査を実施するものとする。
- (11) 承認された補助メニュー又はプロモーションメニューの使用は、食品施設に対する有効な許可の取得を条件とする。

24. 申請の併合

- (1) 既存の SPHM の併合の申請は、新規の申請として取り扱われるものとする。
- (2) 既存又は新規の SPHM の併合の申請(該当する場合は)、受託製造/OEM スキーム及び物流サービススキームを除く全てのマレーシア・ハラール認証スキームについて認められるものとする。
- (3) SPHM の併合の申請は、認証有効期限前の 6 か月間に提出しなければならない。
- (4) SPHM の併合には、既存の有効な SPHM に記載のある全ての製品又はメニューが含まなければならない。
- (5) SPHM の併合申請には、元の申請内容を明記したカバーレターを添付しなければならない。
- (6) SPHM の併合申請の手順及びプロセスは、本マニュアルの手順 21 に定めるとおりとするものとする。
- (7) 併合申請が管轄当局によって承認された場合、有効な SPHM は取り消されるもの

とする。

- (8) 取消しとなった SPHM は管轄当局に返納するものとする。

第VI部 監査

25. 通知

- (1) 管轄当局は、実施する現地監査の期間について、会社及び/又は申請者に対して告知又は通知を発出するものとする。
- (2) 通知及び告知は、電子メール、書簡、電話その他の適切な方法により発出するものとする。
- (3) 会社及び/又は申請者は現地監査の日程を変更することは認められない。合理的な必要性が生じた場合、会社及び/又は申請者は現地監査日程の告知受領後、可及的速やかに管轄当局に正式に連絡するものとする。
- (4) 管轄当局は、確定した現地監査期間を検討し決定する権限を有する。

26. 適用範囲

- (1) 監査は、以下の全ての範囲を対象とするものとする。
 - (a) 会社及び/又は申請者の概要
 - (b) 文書及び記録
 - (c) 原材料又は成分
 - (d) 製品、メニュー、及びサービス(該当する場合)
 - (e) 加工工程
 - (f) 保管
 - (g) 機器及び器具
 - (h) 包装、表示、及び広告

- (i) 輸送及び流通
 - (j) 施設
 - (k) 労働者
 - (l) 衛生管理
 - (m) 設備及び労働者の福祉
 - (n) 訓練
 - (o) MHMS
- (2) 管轄当局は、適切であると判断した場合、SPHM 申請に関連する監査の範囲について、その拡大又は縮小の必要性の有無を決定する権限を有する。

27. 十分性監査

- (1) 全ての SPHM 申請は、会社及び/又は申請者から提出された MYeHALAL 申請書及び証明書類がマレーシア・ハラール認証手順の要件を遵守していることを確認し評価するために十分性監査を受けるものとする。
- (2) 十分性監査を実施する検査官は、必要と判断した場合、会社及び/又は申請者から申請に関連するその他の情報を取得する権限を有するものとする。
- (3) 十分性監査を実施する検査官は、SPHM 申請に関連する情報が不十分な場合、SPHM 申請手続きを一時停止するか、又は SPHM 申請を却下する権利を有するものとする。
- (4) 十分性監査の期間は、管轄当局が定める顧客憲章(customer charter)に従うものとする。
- (5) 十分性監査を実施する検査官は、MYeHALAL システムを通じて SPHM 申請関連文書の審査報告書を作成するものとする。

- (6) 十分性監査は、管轄当局の任命を受けた 1 名以上の検査官が実施することができる。
- (7) 管轄当局は、適合性監査及び現地監査を実施する検査官を同一者とするか否かを決定する権限を有するものとする。
- (8) 会社及び/又は申請者は、十分性監査のプロセスにおいて検査官に全面的に協力するものとする。

28. 現地監査

- (1) 現地監査は、以下を含むものとする。
 - (a) 開始会議
 - (b) 書類審査
 - (c) 現地検査
 - (d) 報告書作成
 - (e) 終了会議
- (2) 現地監査は、有資格検査官 2 名以上によって以下の両方又は一方の分野について実施されるものとする。
 - (a) イスラム教関連分野
 - (b) 関連技術分野
- (3) 管轄当局は、本手順マニュアルの手順 28(2)の要件に拘束されることなく、現地監査の実施を担当する検査官の資格分野を決定する権限を有するものとする。
- (4) 管轄当局は、現地監査において認証機関その他の当局などの第三者を関与させる権限を有するものとする。
- (5) 会社及び/又は申請者は、現地監査時に、監査に応じ、SPHM 申請に関連する簡潔

な説明を行い、また必要な書類及び記録を提出する態勢を常に整えているものとする。

- (6) 検査官は、会社及び/若しくは申請者が協力せず、又は監査に応じる態勢が整っていない場合、現地監査を終了する権利を有するものとする。
- (7) 検査官は、施設全体に立ち入る権限を有するものとする。これには以下が含まれる。
 - (a) 関係者に対して聞き取り調査を行う権限
 - (b) 証拠目的で写真撮影、書類の複写、及びサンプル収集を行う権利
- (8) 検査官は、会社及び/又は申請者に対し、記録及びその後の対応のために現地監査報告書の写しを提供するものとする。
- (9) 現地監査を実施する検査官は、MYeHALAL システムを通じて SPHM 申請に関連する現地監査報告書を作成するものとする。
- (10) 会社及び/又は申請者が所定の現地監査手順に従わない場合、SPHM 申請に悪影響が生じる可能性がある。
- (11) 検査官は、以下の場合に申請の取消しを勧告する権利を有するものとする。
 - (a) 会社及び/又は申請者に SPHM 申請を進める意向がない場合
 - (b) 申請がマレーシア・ハラール認証申請スキーム又は区分に適合していない場合
 - (c) 施設所在地の住所に変更があった場合
 - (d) 会社及び/又は申請者が MYeHALAL 申請書に記載した施設の住所で営業しなくなった場合
 - (e) 会社及び/又は申請者が現地監査にあたり協力を怠った場合
 - (f) その他検査官が適切と判断した場合

29. フォローアップ監査

- (1) 管轄当局は、是正措置が実施された後、検証目的で会社及び/又は申請者に対しフォローアップ監査又は再監査を命じる権限を有するものとする。
- (2) 管轄当局は、SPHM 申請についてフォローアップ監査又は再監査の実施を指示する権限を有するものとする。
- (3) 管轄当局は、フォローアップ監査又は再監査を実施する検査官を同一者とするか否かを決定する権限を有するものとする。
- (4) 本手順マニュアルの手順 28 に基づく現地監査手順は、フォローアップ監査又は再監査の目的に適用される。
- (5) フォローアップ監査又は再監査は、SPHM 申請 1 件につき 1 度に限り実施されるものとする。
- (6) 現地監査を実施する検査官は、MYeHALAL システムを通じて、当該 SPHM 申請に関するフォローアップ監査又は再監査の現地監査報告書を作成するものとする。

30. 不適合

- (1) 会社及び/又は申請者は、回答及び NCR に対する対応内容を所定の期間内に検査官に対して提出するものとする。
- (2) 回答及び NCR に対する対応内容は、以下の要件に従い正式に提出しなければならない。
 - (a) 書面化されていること
 - (b) 実施した是正措置について直接、具体的かつ明確な回答を提出すること
 - (c) 証明書類(表、領収書、ハラール認証書、請求書など)及び写真証拠を、系統立てて整理した表示を付して提出すること

- (3) 検査官は、MYeHALAL システムを通じて SPHM 申請に係る NCR の状況報告書を作成しなければならない。
- (4) 会社及び/又は申請者が以下のいずれかに該当する場合、検査官は、マレーシア・ハラール検証パネルに対し申請却下を勧告する権利を有するものとする。
 - (a) 所定の期間内に回答及び NCR に対する対応内容を提出しなかった場合
 - (b) 虚偽の回答及び NCR に対する対応内容を提出し、マレーシア・ハラール認証手順の要件を遵守しなかった場合

第 VII 部 監 視

31. 監視の種類

- (1) 管轄当局は、以下の区分に基づき、全ての SPHM 保有者を対象に監視を実施する権限を有するものとする。
 - (a) **定期的な監視**
マレーシア・ハラール認証手順及び適用法令の遵守状況を判断するため、SPHM 保有者を対象に随時実施する体系的かつ継続的な検査
 - (b) **フォローアップによる監視**
過去の監視に基づき、マレーシア・ハラール認証手順を遵守していない SPHM 保有者を対象に実施する検査
- (2) 監視は、任命された有資格検査官 2 名以上によって実施されるものとする。
- (3) 管轄当局は、監視の実施時点における権限に基づき、認定機関その他の当局など第三者を業務遂行に関与させる権限を有するものとする。
- (4) 検査官が実施する監視の手順は、本手順マニュアルに定める全ての要件を対象とし、本手順マニュアル第 VII 部に定める手順及び要件に限定されないものとする。
- (5) 検査官は、SPHM 保有者に対する事前通知なしに監視を実施する権利を有するものとする。
- (6) 検査官は、施設全体に立ち入る権限を有するものとする。これには以下が含まれる。
 - (a) 関係者に対して聞き取り調査を行う権限
 - (b) 証拠目的で写真撮影、書類の複写、及びサンプル収集を行う権利
- (7) SPHM 保有者は、監視の期間中、検査官に対して即時に対応し全面的に協力する

ものとする。

- (8) 監視を実施する検査官は、SPHM 保有者に対し、記録及び/又はその後の対応のために、マレーシア・ハラール認証監視通知、マレーシア・ハラール認証不適合通知、又はマレーシア・ハラール認証書停止/撤回通知(いずれか該当するもの)の写しを提供するものとする。
- (9) 監視を実施する検査官は、MYeHALAL システムを通じて監視報告書を作成するものとする。
- (10) 検査官は、SPHM 保有者が以下に該当した場合、JAKIM マレーシア・ハラール認証パネル又は MAIN/JAIN に対して SPHM の取消しを勧告する権利を有するものとする。
 - (a) 回答及び NCR に対する対応内容を指定期間内に提出しなかった場合
 - (b) 提出した回答及び NCR に対する対応内容がマレーシア・ハラール認証手順の要件を満たさなかった場合
 - (c) シャリーアに関連する重大な不適合行為を行ったと認められた場合

32. 不適合の区分

(1) 軽微な不適合

SPHM 保有者に以下の技術的不適合が認められた場合、軽微な不適合があったものとされる。

- (a) 有効なハラール認証を保有する既存の原材料の生産者、製造業者、又はサプライヤーを、管轄当局に書面で通知することなく変更し又は追加した場合
- (b) MYeHALAL システムに登録済みの原材料又はメニューの一覧表と異なる原材料を既存の製品又はメニュー項目に追加した場合
- (c) 文書及び記録に関する不適合(例：原材料の仕入れ領収書及び製品生産記録が提出されていない場合)

- (d) 従業員及び訪問者の健康、衛生、及び清潔性に関する不適合(例：腸チフス予防接種が未実施であり、食品取扱講習記録が存在せず、加工区域内で私物を保管し、禁煙区域で喫煙している場合)
- (e) 施設、環境、清潔性、及び機器に関する GMP 関連の不適合であって、製品の安全性に対するリスクが低いもの(例：パレットを使用せず床に直接原材料又は完成品を置いている場合、及びハンズフリー型以外のゴミ箱を使用している場合)
- (f) ハラール研修に関する不適合(例：従業員がハラール研修を受けていない場合)
- (g) 労働者のための設備及び福祉に関する不適合(例：礼拝室としての設備が設けられていない場合)
- (h) 管轄当局への届出なく認証施設に増築を行ったことに関連する不適合(例：生産ライン、保管倉庫が関係する敷地内の増築)
- (i) 製品名、メニュー、並びに包装、表示、及び広告上の情報が SPHM の情報と一致しないことに関する不適合
- (j) 物流サービススキームにおける SPHM 保有者に関連する不適合(サービス、業務、若しくは商品、契約書若しくは合意書、及び明確な追跡・表示システムの変更及び/又は追加を含む。)
- (k) 契約書若しくは合意書、又は相互合意に関する不適合(例：ブランド所有者と受託製造業者間の契約を提出していない場合)
- (l) 申請対象となる施設、製品、メニュー、及びサービスに関する不適合。これには、マレーシア・ハラール認証スキームに基づき全ての製品及びメニュー項目を申請し、これを一貫して製造する要件が含まれる。(例：プロモーションメニューがハラール認証を受けていない場合、及び SPHM の有効期間中にハラール認証製品が一度も製造されていない場合)
- (m) MS、手順、規制、及び関連通達の不遵守に関する不適合のうち、マレーシア・ハラール認証への影響が最小限に限られるもの

(2) 重大な不適合

SPHM 保有者に以下の技術的不適合が認められた場合、重大な不適合があったものとされる。

- (a) 原材料又は成分に関する不適合のうち、軽微な不適合又は重篤な不適合以外のもの(例：ハラール状態が疑わしい原材料又は成分のサプライヤーを追加する場合)
- (b) SPHM 及び/又はハラール・マレーシアのロゴの使用又は誤用に関連する不適合(例：有効期限切れの SPHM を表示している場合)
- (c) 施設、環境、清潔性、及び機器に関する GMP 関連の不適合であって、製品の安全性に対するリスク高いもの(例：原材料又は製品がネズミなどの排泄物で汚染されている場合)
- (d) 加工区域における宗教的な物品及び礼拝要素に関連する不適合(例：ホテルキッチンに偶像の祭壇を設置している場合)
- (e) マレーシア・ハラール認証に悪影響を及ぼす可能性のある機器及び器具に関する不適合(例：アルコール飲料ブランドの表示があるグラスを使用する場合)
- (f) マレーシア・ハラール管理制度(MHMS)の実効性及び十分性の欠如に関連する不適合(例：原材料管理手順が遵守されていない場合)
- (g) 関連当局の法令違反に関連する不適合(例：施設が PBT からの有効な許可証を保有していない場合)
- (h) ハラール担当責任者、ハラール監督者、及びムスリム労働者(屠殺者及びハラール検査官を含む。)に関連する不適合(例：ムスリム労働者の人数がマレーシア・ハラール認証の要件を満たしていない場合)
- (i) 会社、製品、メニュー、ブランド、又はラベルの名称であって、非ハラール製品を指すもの、非ハラール製品と同義であり若しくは類似するもの、又は教義上の乖離、迷信、及び不正の可能性を生じる誤解を招く用語を使用しているものの使用に関連する不適合(例：肉骨茶(バクテー)、魔法の水製品など)

の製品名を使用している場合)

- (j) 表示(包装又は表示上の、シャリーア法に違反する単語、記号、イラスト、用語、又は名称を含む。)に関連する不適合
- (k) 従業員宿舎、従業員の飲食、その他ハラール認証製品の汚染を生じる可能性がある要素に関する管理体制の不適合
- (l) 屠殺作業記録に関連する不適合(例：会社が不完全な屠殺記録を提供した場合)
- (m) マレーシア・ハラール認証監査における不適合が2度を超えて繰り返された場合(例：会社が軽微な不適合を連続して繰り返した場合)
- (n) 軽微な不適合について管轄当局から発出された是正措置指示の不遵守に関連する不適合
- (o) ハラール認証の監査又は監視時の会社による協力に関する不適合(例：検査官による加工区域への立ち入りを妨げた場合)
- (p) マレーシア・ハラール認証に重大な影響を及ぼす MS、手順、規制、及び関連通達の不遵守に関連する不適合

(3) 重篤な不適合

SPHM 保有者に以下のとおりシャリーア及び技術上の違反の形による不適合が認められた場合、重篤な不適合があったものとされる。

- (a) シャリーア関連の不適合
 - (i) 管轄当局及び/又は認定外国ハラール認証機関によって、原材料又は成分、製品、メニュー、サービス、機器、その他関連品の非ハラール状態が確認されたことに関連する不適合
 - (ii) 非ハラールの材料(原材料、製品、メニュー項目、サービス、施設、機器、及び器具、取引製品等を含む。)の使用、取扱い、保管、及び混合に関連する不適合

- (iii) 認証ハラール施設への食品及び飲料(原材料、製品、その他の非ハラール品を含む。)の持ち込みに関連する不適合
 - (iv) 動物の死亡又は安定した生命状態の喪失を生じる気絶処理の取扱いに関連する不適合
 - (v) 適切な屠殺が行われず、又は適切な死亡に至らなかった動物を認証ハラール製品として加工することに関連する不適合
- (b) 技術的不適合
- (i) 経営体制及び会社名を管轄当局への届出なく変更したことに関連する不適合
 - (ii) 適切な屠殺が行われず、又は適切な死亡に至らなかった動物を認証ハラール製品として加工することに関連する不適合
 - (iii) SPHM 及び/又はハラール・マレーシアのロゴ上の情報の偽造、虚偽表示、又は改ざんに関連する不適合
 - (iv) 気絶処理装置を非ムスリム労働者が監督していることに関連する不適合
 - (v) ハラール屠殺者及び/又はハラール検査官が有効な又は有効期限切れの屠殺者免許を保有していないことに関連する不適合
 - (vi) 禁止材料の使用又は適用法令違反に関連する不適合
 - (vii) 重大な不適合に係る是正措置指示の不遵守に関連する不適合

33. 措 置

- (1) 管轄当局は、ハラール認証手順に違反していると認められた SPHM 保有者に対して措置を課す権限を有するものとする。
- (2) SPHM 保有者に対して以下の措置を課すことができる。

- (a) マレーシア・ハラール認証不適合通知の発出
 - (b) SPHM の一時停止
 - (c) SPHM の撤回
 - (d) MYeHALAL アカウントの凍結
 - (e) 会社の状況を一般に公表すること
- (3) SPHM 保有会社のうち軽微な不適合が認められたものについては、以下の措置が適用されるものとする。
- (a) マレーシア・ハラール認証監視通知及びマレーシア・ハラール認証不適合通知の発出
 - (b) 是正を即時、14 日以内、又はその他適切とみなされる期間内に実施するよう求める警告の発出
 - (c) 所定の期間経過後のフォローアップ又は再検査の実施(必要な場合)
 - (d) 所定の期間内に是正措置が実施されない場合、マレーシア・ハラール認証書停止/撤回通知を発出
 - (e) SPHM の即時停止
 - (f) 会社の SPHM の状況を、ハラール検証パネルが決定する。
 - (g) 管轄当局は、SPHM を停止され又は取り消された会社を公式マレーシア・ハラール・ポータルに掲載し、かつ/又は MYeHALAL システムを通じて当該会社のアカウントを少なくとも 3 か月間凍結することができる。
- (4) 重大な不適合があったと認められる SPHM 保有会社には、以下の措置が適用されるものとする。
- (a) マレーシア・ハラール認証監視通知、マレーシア・ハラール認証不適合通

知、及びマレーシア・ハラール認証書停止/撤回通知の発出

- (b) SPHM の即時停止
 - (c) 是正を即時、14 日以内、又はその他適切とみなされる期間内に実施するよう求める警告の発出
 - (d) SPHM の停止に関する報告書をハラール検証パネルに提出し、以下の最終判断を求めること
 - (i) フォローアップ又は再度の監視の要否
 - (ii) SPHM の再開の可否
 - (iii) SPHM の取消しの是非
 - (e) 管轄当局は、SPHM を停止され又は取り消された会社を公式マレーシア・ハラール・ポータルに掲載し、かつ/又は MYeHALAL システムを通じて当該会社のアカウントを少なくとも 3 か月間凍結することができる。
- (5) 重篤な不適合があったと認められる SPHM 保有会社には、以下の措置が適用されるものとする。
- (a) 監視通知及びマレーシア・ハラール認証書撤回通知の発出
 - (b) SPHM の即時取消し
 - (c) SPHM の取消しに関する報告書をハラール検証パネルに提出し、最終判断を求めること
 - (d) 管轄当局は、SPHM を取り消された会社を公式マレーシア・ハラール・ポータルに掲載し、かつ/又は MYeHALAL システムを通じて当該会社のアカウントを少なくとも 3 か月間凍結することができる。
 - (e) 重篤な不適合を理由として SPHM を取り消されたセントラルキッチンについては、その関連する全ての食品施設の SPHM も取消しとするものとする。

- (6) SPHM の停止又は取消対象となった SPHM 保有者は、ハラール・マレーシアのロゴ、及びハラールの表現又は表示の使用を禁止される。
- (7) 管轄当局は、必要と判断した場合、関連当局が施行する法令に従いあらゆる形式の措置を講じることができる。

第 VIII 部

マレーシア・ハラール認証書

34. 認証書の発行

- (1) JAKIM は、マレーシア・ハラール検証パネル(Malaysia Halal Verification Panel)が正式に決定した承認リストに基づき、SPHM を発行する権限を有するものとする(添付資料 G 参照)。
- (2) SPHM 申請プロセスに合格した会社及び/又は申請者のリストは、マレーシア・ハラール検証パネルが決定を行った後 5 営業日以内、又は管轄当局が定めた期間内に、SPHM により発行されるものとする。
- (3) SPHM は、MYeHALAL システム経由で提出された申請情報に基づき発行され、記録されるものとする。
- (4) 管轄当局は、SPHM の発行方法を、手動印刷又はデジタル印刷のいずれかとする権限を有するものとする。
- (5) SPHM の発行は、手続きを遵守し、証明書のセキュリティ及び機密保持要件を満たすものとする。
- (6) SPHM は、手交又は書留郵便により会社及び/又は申請者に交付されるものとする。

35. 有効期間

- (1) 管轄当局は、提供されるマレーシア・ハラール認証スキームに基づいて会社及び/又は申請者に発行される SPHM の有効期間を決定する権限を有するものとする。

- (2) SPHMの申請が承認された会社及び/又は申請者には、以下の有効期間のSPHMが発行されるものとする。
- (a) 屠殺場スキームに基づく申請は1年間
 - (b) 食品・飲料製品スキーム及び食品施設スキームに基づく申請は2年間
 - (c) 化粧用製品スキーム、医薬製品スキーム、消費財製品スキーム、物流サービススキーム、受託製造/OEMスキーム、医療機器製品スキームに基づく申請は3年間
 - (d) 国外で登録され、国内で事業活動、製造を行う会社及び/又は申請者による申請は2年間。
- (3) 本手順マニュアルの手順 35(2)にかかわらず、管轄当局は、以下の所定条件を満たす会社及び/又は申請者からの申請に対し、5年の有効期間を付与する権限を有するものとする。
- (a) SPHMを5年以上保有していること
 - (b) マレーシア・ハラール認証の手続き及び規制の遵守に取り組んでいること
 - (c) 監査及び監視時に不適合(衛生面を含む)が検出されていないこと
 - (d) ハラール管理に関係する措置の対象になったことがないこと、及び
 - (e) MHMSが効果的に実施されていること。
- (4) 会社及び/又は申請者は、SPHMの5年の有効期間の申し出を拒否する権利を有する。

36. 利用規約

- (1) SPHMの利用は、SPHMに記載された条件に従うものとする。
- (2) SPHM保有会社は、SPHMの不正使用又は濫用について責任を負い、適用される

法令に従うものとする。

- (3) 管轄当局は、SPHM 保有会社がハラール認証手続きに違反したこと、又は適用される法令に基づく措置の対象になっていることが判明した場合は、いつでも SPHM の有効期間を停止、取消又は終了させる権限、又はその他必要と認められる措置をいつでも講じる権限を有するものとする。
- (4) SPHM については、いかなる方法においても取引、貸与、譲渡、偽造、不正使用又は内容の改変を行わないものとする。
- (5) 有効な SPHM の原本は、同書に記載された住所において常に掲示されなければならない。

37. 情報の修正

- (1) SPHM 保有会社は、SPHM 記載の情報の印刷上のエラーや間違いがあった場合は、その修正を申請しなければならない。
- (2) SPHM 記載の情報の修正申請は、マレーシア・ハラール検証パネルの書記 (Secretary)を通じて正式に提出されなければならない。同パネルが当該 SPHM 申請の承認について決定する。
- (3) SPHM 記載の会社名の修正は、会社登録番号及び住所の変更がない場合に許可される。
- (4) SPHM 記載の製品、メニュー、食品施設及びサービス情報の修正は認められず、会社及び/又は申請者は新規申請を提出しなければならない。
- (5) 記載されたエラーが会社及び/又は申請者の過失による場合、JAKIM は SPHM の再印刷費用を請求する権限を有するものとする。
- (6) 新規 SPHM の発行前に、元の SPHM を管轄当局に返却しなければならない。

38. 紛失又は破損

- (1) SPHM を紛失又は破損した場合は、正式な書面を提出して、直ちに管轄当局に届け出なければならない。

- (2) SPHM 保有会社は、SPHM の紛失又は破損に関する警察調書の写しを提出しなければならない。
- (3) マレーシア・ハラール検証パネルの書記は、新規に印刷された SPHM を発行及び/又は提出する前に、SPHM の紛失又は破損の理由を審査し検討するものとする。
- (4) 紛失又は破損が会社の過失による場合、JAKIM は SPHM の再印刷手数料を請求する権限を有するものとする。
- (5) SPHM の紛失又は破損が災害などの予見不能な要因による場合、SPHM 保有会社は、管轄当局の裁量により、SPHM の再印刷手数料の免除を受ける権利を有するものとする。
- (6) 新規 SPHM は、MYeHALAL システム経由で提出された申請情報に基づいて発行され、記録されなければならない。

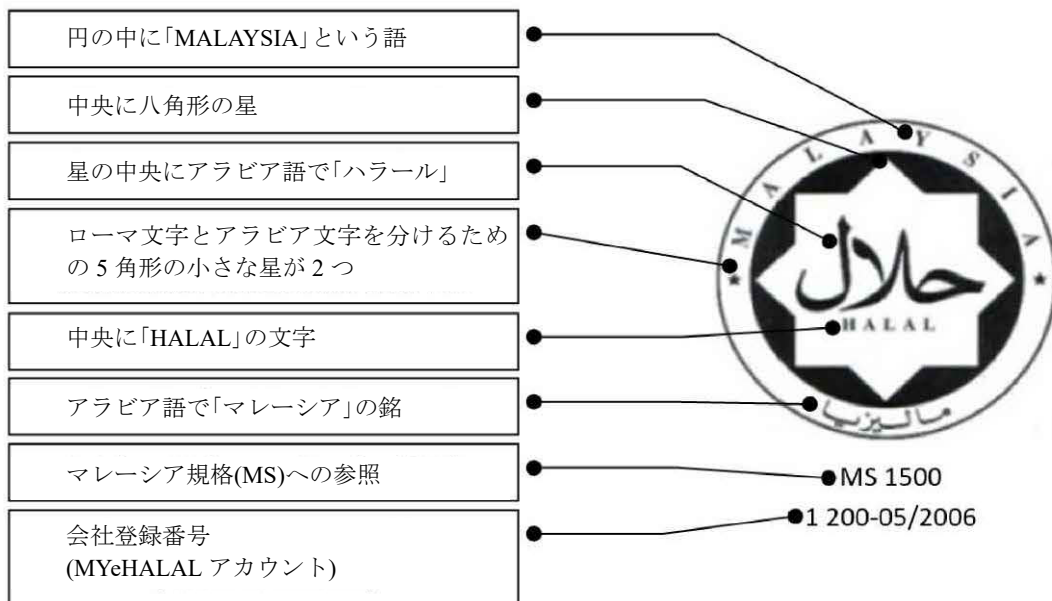
39. 取 消

- (1) 管轄当局は、以下の場合に SPHM を取り消す権限を有するものとする。
 - (a) SPHM(全部又は一部)の取消申請を会社が任意に行った場合
 - (b) SPHM 保有会社が SPHM 記載の場所における事業活動を停止した場合
 - (c) 受託製造会社を変更した場合
 - (d) 製品及び/又はサービスの提供が中止された場合
 - (e) SPHM 記載の情報の訂正など、新規 SPHM に差し替えられた場合
 - (f) その他、管轄当局が適切と認める状況。
- (2) 取り消された SPHM は、管轄当局に返却されるものとする。
- (3) 管轄当局は、MYeHALAL システム経由で SPHM の取消を記録するものとする。

第 IX 部 マレーシア・ハラールロゴ

40. 様式及び特徴

- (1) マレーシア・ハラールロゴは、以下の様式及び特徴に従って印刷及び表示されるものとする。



- (2) SPHM 保有者は、マレーシア・ハラールロゴの仕様を変更しないことを条件に、適切な色でマレーシア・ハラールロゴを印刷することが許可される。

41. 使用条件

- (1) マレーシア・ハラールロゴは、保有する SPHM がなお有効で、管轄当局の許可を得た SPHM 保有者によって使用されなければならない。
- (2) マレーシア・ハラールロゴは、マレーシア・ハラール認証に悪影響を及ぼす可能性のある、礼拝又は宗教的な意味合いを持つシンボルが使用されている製品又はメニュー上で使用しないものとする。
- (3) 食品施設は、適切な場所において及び/又はメニュー表示にマレーシア・ハラールロゴを掲示するものとする。

- (4) ホテルキッチン、マレーシア・ハラールロゴをキッチンエリア内のみに掲示しなければならない。キッチン入口、ホテルフロント又はその他の場所に掲示することは許可されない。
- (5) レストランについてハラール認証を取得しているホテルは、当該レストランを掲示することができる。
- (6) 受託製造/OEM スキームに基づく SPHM 保有者は、加工又は製造された製品にマレーシア・ハラールロゴを使用、印刷、貼付又は掲示してはならない。ただし、当該製品が食品・飲料製品スキーム、化粧品用製品スキームなどの製品スキームに基づく SPHM を得ている場合は別とする。
- (7) 輸送、倉庫及び小売サービスは、管轄当局により認証を受けた施設、区域、区画又は車両において、ハラールロゴを使用しなければならない。
- (8) マレーシア・ハラールロゴは、認証済みハラール製品及び/又はサービスを伴わない限り、広告目的で使用しないものとし、適切な場所に配置及び掲示されるものとする。
- (9) 広告におけるマレーシア・ハラールロゴ又は「ハラール」の語は、消費者を誤解させる可能性のある方法で使用しないものとする。
- (10) SPHM 保有会社の領収書及びレターヘッドには、SPHM がなお有効な場合限り、ハラールロゴを印刷することができるが、名刺にハラールロゴを使用することは許可されない。
- (11) マレーシア・ハラールロゴの使用は、管轄当局及びその他の関連機関が定める条件に従うものとする。
- (12) 会社がマレーシア・ハラール認証手順に違反したことが判明した場合、又は適用される法令に基づく措置の対象となった場合、管轄当局はマレーシア・ハラールロゴの使用を禁止及び阻止する権限を有する。
- (13) SPHM の停止処分を受けた SPHM 保有者は、停止の有効期間中に製造された製品にマレーシア・ハラールロゴを使用しないものとする。

- (14) ハラール認証を受けた食品施設及びサービス提供者は、停止期間中にマレーシア・ハラールロゴを掲示しないものとする。

第 X 部 検 査 官

42. 任 命

- (1) 管轄当局は、本手順マニュアルに基づくマレーシア・ハラール認証の監査又は監視を実施する目的で、適格者を検査官として任命する権限を有するものとする。
- (2) 任命された検査官は独立性を保持し、いかなる会社及び/又は申請者においても直接的又は間接的な利害を有さず、これを取得又は保持しないものとする。
- (3) 検査官の任命は、管轄当局により書面で行われるものとする。
- (4) 管轄当局は、検査官が正当な理由なく職務を遂行していないと認められた場合は、その任命を終了し、取り消す権限を有するものとする。
- (5) 管轄当局は、マレーシア・ハラール認証の監査又は監視の実施に関連するその他の機関と協力する権限を有するものとする。

43. 権限の範囲

- (1) 任命された検査官は、監査又は監視を実施し、マレーシア・ハラール認証の範囲に関係する業務を遂行する目的で、合理的な時間帯に、会社及び/又は申請者の施設、施設内の区域、スペース又は部屋に立ち入る権利を有するものとする。
- (2) 検査官は、立入を拒否し、妨害し、遅延させ、又は検査官に対する情報提供及び協力を拒否する会社及び/又は申請者について、マレーシア・ハラール検証パネルに報告する権利を有するものとする。
- (3) 検査官は、マレーシア・ハラール認証の範囲に関係する業務を実施する目的で必要と認められる原材料又は成分、包装、ラベル、製品又はその他の物品のサンプルを採取する権利を有するものとする。
- (4) 検査官は、ハラール認証の監査又は監視の目的で必要と認められる写真を撮影し、文書及び記録の写しを取得することを許可されるものとする。

- (5) 検査官は、マレーシア・ハラール認証の申請に関する追加情報の取得が必要と認められる場合、会社及び/又は申請者に対し、検査官の面前に出頭するよう指示する権利を有するものとする。
- (6) 検査官は、マレーシア・ハラール認証の申請又は SPHM 保有会社に関して適切と認められる勧告をマレーシア・ハラール検証パネルに対して行う権利を有するものとする。

44. 価値観及び倫理

検査官は、職務遂行中、服装、行動、外見及び専門性において、公務員としての価値観及び倫理を常に遵守するものとする。

第 XI 部

マレーシア・ハラール検証パネル

45. 任 命

- (1) 管轄当局は、本手順マニュアルに基づくマレーシア・ハラール認証の監査及び監視結果の評価を行う目的で、適格者をパネルメンバーとして任命する権限を有するものとする。
- (2) 任命されたパネルメンバーは独立性を保持し、いかなる会社及び/又は申請者においても直接的又は間接的な利害を有さず、これを取得又は保持しないものとする。
- (3) パネルメンバーの任命は、管轄当局により書面で行われるものとする。
- (4) パネルメンバーの任期は2年間、又は管轄当局が適切と認める期間とする。
- (5) 任命されたパネルメンバーは、マレーシア・ハラール検証パネルの会議への出席につき、管轄当局が決定する出席手当を受給することができる。
- (6) パネルメンバーの再任は、当該パネルメンバーの任期満了前に管轄当局が行うものとする。

46. 構 成 員

- (1) マレーシア・ハラール検証パネルは、以下のメンバーで構成されるものとする。
 - (a) 座長(chairman)1名
 - (b) 書記1名
 - (c) シャリーア分野の専門家1名又はシャリーア分野の学士(graduate)1名
 - (d) 技術分野の専門家1名又は技術分野の学士1名
- (2) JAKIM のハラール管理部門部長は、JAKIM レベルでのマレーシア・ハラール検

証パネルの座長となり、その不在時には職位の高い順に代理者を任命するものとする。

- (3) JAIN 局長又は MAIN が任命するその他の役職者は、MAIN/JAIN レベルでのマレーシア・ハラール検証パネルの座長となり、その不在時には職位の高い順に代理者を任命するものとする。
- (4) JAKIM のハラール管理部門の代表者は、MAIN/JAIN レベルでのマレーシア・ハラール検証パネルのメンバーの一員となるものとする。

47. 定 足 数

本手順マニュアル第 XI 部に基づき設置されたマレーシア・ハラール検証パネルの会議においては、会議の議長であるメンバーを含む 3 名をもって定足数とする。

48. 権限の範囲

- (1) マレーシア・ハラール検証パネルは、以下の規定に基づき、マレーシア・ハラール認証の監査に関する検討、評価、審査及び決定を行う権限を有するものとする。
 - (a) 合格
 - (b) 条件付き合格
 - (c) 不合格
 - (d) フォローアップ/再監査
 - (e) 無効、又は
 - (f) 保留(KIV)
- (2) マレーシア・ハラール検証パネルは、以下の規定に基づき、マレーシア・ハラール認証の監視に関する検討、評価、審査及び決定を行う権限を有するものとする。

- (a) SPHM の撤回、又は
 - (b) SPHM の再提出
- (3) マレーシア・ハラール検証パネルは、マレーシア・ハラール認証に関連して生じる問題(会社及び/又は申請者の申請口座の凍結を含む)について、検討、評価、審査及び決定を行う権限を有するものとする。
 - (4) マレーシア・ハラール検証パネルは、制定された法令、基準及び手順に基づくマレーシア・ハラール認証の管理及び調整について責任を負うものとする。
 - (5) マレーシア・ハラール検証パネルは、マレーシア・ハラール認証プロセスを支援し促進するために、(必要に応じて)分科会を設置する権限を有するものとする。
 - (6) マレーシア・ハラール検証パネルは、分科会による勧告及び決定を承認し又は却下する権限を有するものとする。
 - (7) JAKIM レベルでのマレーシア・ハラール検証パネルは、MAIN/JAIN による監査及び監視の結果について、(必要に応じて)検討、評価、審査及び決定を行う権限を有するものとする。
 - (8) マレーシア・ハラール検証パネルは、正式に決定されない限り、会議中に得た情報を開示しない責任を負うものとする。

49. 終 了

- (1) 管轄当局は、メンバーが合理的な理由なくその責任を果たしていないと認められた場合、パネルメンバーとしての任命を終了及び/又は取り消す権限を有するものとする。
- (2) パネルメンバーが指定された役職に就任又は従事しなくなった場合、パネルメンバーとしての地位は自動的に終了するものとする。

50. 分 科 会

- (1) マレーシア・ハラール検証パネルは、マレーシア・ハラール認証の監査及び監視に関する評価の実施を支援し、会社及び/又は申請者からの申請を検討するため

の分科会の設置を指示する権限を有するものとする。

- (2) 分科会のメンバーは少なくとも 2 名とし、マレーシア・ハラール検証パネルの座長が書面で任命するものとする。
- (3) マレーシア・ハラール検証パネルは、分科会の機能及び権限範囲が明確かつ適切であるよう確保するものとする。
- (4) 分科会は、行ったあらゆる決定を記録し、マレーシア・ハラール検証パネルの会議において報告するものとする。

51. 上訴パネル

- (1) マレーシア・ハラール認証上訴パネル(Malasia Halal Certification Appeals Panel)は、以下のメンバーで構成されるものとする。
 - (a) 座長 1 名
 - (b) 書記 1 名(JAKIM のハラール管理部門部長、JAIN 局長又は MAIN が任命するその他の役職者)
 - (c) 法律顧問室を代表するメンバー 1 名、及び
 - (d) 任命されたメンバー 1 名以上。
- (2) JAKIM 長官は、JAKIM レベルでのマレーシア・ハラール認証上訴パネルの座長となり、その不在時には職位の高い順に代理者を任命するものとする。
- (3) MAIN 議長又は MAIN が任命するその他の役職者は、MAIN/JAIN レベルでのマレーシア・ハラール認証上訴パネルの座長となり、その不在時には職位の高い順に代理者を任命するものとする。
- (4) JAKIM のハラール管理部門の部長又はその代表者は、MAIN/JAIN レベルでのマレーシア・ハラール認証上訴パネルのメンバーの一員になることができる。
- (5) JAKIM レベルでのマレーシア・ハラール認証上訴パネルは、MAIN/JAIN が受領した上訴申請について、(必要に応じて)検討、評価、審査及び決定する権限を有

するものとする。

- (6) マレーシア・ハラール認証上訴パネルの会議においては、会議の議長であるメンバーを含む3名をもって定足数とする。

第 XII 部 サンプリング

52. サンプルの種類

- (1) 検査官は、ハラール状態が不明確であると疑われる原材料、製品、設備及びその他の物品のサンプルを、試験所における分析のために要求、選択、採取又は入手する権利を有するものとする。
- (2) 試験所における分析のために採取されるサンプルは、以下の範囲に関係するものとする。
 - (a) アルコール
 - (b) デオキシリボ核酸(DNA)
 - (c) 物理的特性(皮革及び毛皮)
 - (d) タンパク質(プロファイリング及び起源特定)
 - (e) 油脂(プロファイリング及び起源特定)、並びに
 - (f) 管轄当局が定めるその他の分析範囲
- (3) 検査官は、マレーシア・ハラール検証パネルによる審査(penelitian)に必要と認められる原材料、製品、包装材、ラベル及びその他の物品のサンプルを要求、選抜、採取又は入手する権利も有するものとする。

53. 手 順

- (1) 検査官は、JAKIM が発行するマレーシア・ハラール認証サンプリング手順マニュアルに従って、試験所における分析のためのサンプリングを実施するものとする。
- (2) マレーシア・ハラール検証パネルによる検討(penelitian)のために採取されるサンプルは、まず会社及び/又は申請者の同意を得なければならない。

54. 費用

会社及び/又は申請者は、サンプリングに係る全ての費用を負担するものとする。

55. 分析試験所

- (1) マレーシア・ハラール認証の監査を目的としたサンプルは、分析のために以下の試験所に送付されるものとする。
 - (a) マレーシア・ハラール分析センター(MyHAC)
 - (b) マレーシア化学局、又は
 - (c) 指定されたハラールパネル試験所
- (2) マレーシア・ハラール認証の監視を目的としたサンプルは、分析のためにマレーシア化学局に送付されるものとする。

第 XIII 部

認証書保有者の責任

56. 法令遵守

- (1) SPHM 申請に合格した各会社及び/又は申請者は、マレーシア・ハラール認証契約に署名し遵守することに同意しなければならない。
- (2) 全ての原材料又は成分、製品、メニュー、サービス、施設及び活動は、本手順マニュアル、MHMS 2020 マニュアル、基準、手順、ファクトワ、通達、法律及び現行規則(マレーシア及び/又は原産国で施行されているその他の関連要件を含む。)を遵守するものとする。

第 XIV 部 雑 則

57. マレーシア即時ハラール認証イニシアチブ(ISPHM)

- (1) 管轄当局は、ホワイトリスト掲載及び/又は非重要(non-critical)に分類される会社及び/又は申請者からの申請について、管轄当局が単独で定める条件に従い、ISPHM 手続きを実施する権限を有するものとする。
- (2) ホワイトリスト掲載会社は、以下の基準を満たさなければならない。
 - (a) SPHM を最低 5 年間保有していること。
 - (b) MHMS を効果的に策定、実施及び維持していること。
 - (c) 過去 5 年間の認証期間において、重大な又は深刻な不適合の記録のない、良好なマレーシア・ハラール認証実績を有すること。
 - (d) 直近 6 か月以内に管轄当局による監視及び執行活動を遵守していること。
 - (e) その他、管轄当局が定める基準を満たすこと。
- (3) SPHM 保有者がホワイトリスト掲載基準に反していることが判明した場合、管轄当局はいつでも当該会社のホワイトリスト掲載を撤回する権限を有するものとする。
- (4) 申請は、以下の申請を除き、非重要と分類される。
 - (a) 新規申請
 - (b) 屠殺場スキームの申請
 - (c) ホテルカテゴリーの食品施設スキーム(キッチン及び/又はレストラン)の申請、及び
 - (d) その他、管轄当局が指定する申請

- (5) ISPHM の実施は以下のように区分されるものとする。
- (a) 現地監査を伴わないファストトラック
非重要カテゴリーにおける及びホワイトリスト掲載会社からの申請に対する、管轄当局による手数料受領後の即時承認。
 - (b) NCR を伴わないファストトラック
現地監査を経た、NCR を伴わない申請の即時承認。
 - (c) NCR を伴うファストトラックの終了
現地監査を経て、ハラール認証手順に従った是正措置を実施した申請の即時承認。
- (6) ISPHM の実施は、管轄当局の絶対的な権限とする。会社及び/又は申請者は、管轄当局に対するいかなる申請に関しても、ISPHM の実施を要求する権利を有しないものとする。
- (7) 管轄当局は、現行の要件に基づいて、ISPHM 実施手続きを提案、実施及び修正する権限を有するものとする。
- (8) SPHM の有効期間中に監視及び/又は監査の記録が存在しない場合、会社及び/又は申請者の SPHM 申請は ISPHM 手続きの対象外とする。
- (9) ISPHM に基づき承認された申請は、SPHM を取得次第、管轄当局による監視手続きの対象になるものとする。

58. セルトゥ

- (1) ムガラザ(*mughallazah*)の排泄物による汚染がある場合、会社及び/又は申請者はセルトゥを実施するものとする。
- (2) セルトゥの実施は、マレーシア・ハラール認証の要件を満たすために JAKIM が発行した「イスラムの視点によるセルトゥ・ガイドライン」を参照するものとする。
- (3) 影響を受け、ムガラザで汚染された場所、部分、空間、身体部位、衣類、容器、

設備又は器具(輸送手段を含む。)は、7回洗浄しなければならず、そのうち1回は泥を混ぜた水で洗浄しなければならない。最初の洗浄は泥を混ぜた水で行い、その後6回は純水又は清潔な水を用いて洗浄する。

- (4) 会社及び/又は申請者は、管轄当局によって認証された完全なセルトゥ実施手続きを備えている場合は、社内で又は自らセルトゥを実施することができる。
- (5) 管轄当局は、会社及び/又は申請者に対してセルトゥの実施を指示する権限を有するものとし、当該セルトゥの実施は、管轄当局又はその他の権限を付与された当事者によってのみ規制及び検証されるものとする。
- (6) 屠殺実施の記録及び報告書は適正に保管され、マレーシア・ハラール認証の監査又は監視時に参照可能でなければならない。

59. 屠殺者免許

- (1) ハラール認証を受けた屠殺場においてハラール屠殺者及び/又は検査官の職務を行う個人は、有効な屠殺者免許を保有しなければならない。
- (2) 管轄当局は、JAKIM が発行する「マレーシア全土の州イスラム宗教局による屠殺者証明書発行手順」及び/又は MAIN/JAIN が定めるその他の関連手順に従い、屠殺者証明書を発行する権限を有するものとする。
- (3) 屠殺者免許の申請及び発行は、州レベルでは MAIN/JAIN が管理するものとする。
- (4) 屠殺者免許は、管轄当局の要求に応じて表示又は提示するものとする。
- (5) 屠殺者免許は、改変、修正、譲渡、不正使用されず、又は第三者による当該免許の不正使用を許さないものとする。
- (6) 屠殺者免許は、当該施設におけるハラール屠殺の販売、流通又は宣伝目的の文書としての使用には有効でないものとする。

60. MYeHALAL 情報の更新

- (1) SPHM 保有者は、マレーシア・ハラール検証パネルの書記に正式な申請書を提出

して、原材料の製造業者又は供給業者に関する情報を更新することができ、同パネルは SPHM 申請の承認を決定する。

- (2) 供給業者の変更、追加又は削除に関する情報の更新は、既存の原材料又は成分に限り許可されるものとする。
- (3) 原材料又は成分情報の追加は、食品施設スキームに基づく SPHM 保有者にのみ許可され、10 種類の原材料又は成分に制限されるものとする。

61. 貨物運送状

- (1) 貨物運送状の取得を希望する者は、電子メールで申請書を提出し、これを JAKIM に返送しなければならない(付属書類 H 参照)。
- (2) JAKIM が貨物運送状手数料を受領次第、貨物運送状は、手交又は書留郵便により申請者に交付されるものとする。

62. 手順を制定する権限

- (1) 管轄当局は、本手順マニュアルの適正な実施に有益又は必要とされる規則、条件、要件及び手続きを追加、修正及び廃止する権限を有するものとする。
- (2) 手順 62(1)に關係する事項は、検証及び/又は調整のためにまず JAKIM に照会するものとする。
- (3) 最新の規則、条件、要件及び手続きは、その施行前のマレーシア・ハラール認証通達及び/又は管轄当局の公式ポータルを通じた公告により施行及び通知されるものとする。

63. イスラム金融

会社及び/又は SPHM 申請者は、銀行業、タカフル(イスラム保険)、資本市場、投資及びその他の関係事項について、イスラム金融機関からのイスラム金融商品及びサービスを利用することが推奨される(付属書類 I 参照)。

64. 秘密保持

- (1) マレーシア・ハラール認証の申請及び活動に関係する全ての文書、記録及び情報は秘密であり、会社及び/又は申請者並びに管轄当局の職員又はスタッフは、秘密を保持する責任を負うものとし、関連法に従うものとする。
- (2) 第三者(例：苦情申立人又は当局)から得た会社及び/又は申請者に関する情報は、秘密に分類されるものとする。
- (3) 管轄当局は、法律上及びパブリックアクセスの目的で合理的に必要な範囲において、会社及び/又は申請者に関する情報を開示することができる。

65. 中立性

- (1) マレーシア・ハラール認証に関する全ての事項において、管轄当局は中立性を確保する責任を負い、形態を問わない商業的、財政的、政治的又はその他の圧力によってその中立性が損なわれることを許さないものとする。
- (2) マレーシア・ハラール認証の活動に影響を及ぼす可能性のある管轄当局及び委員会の職員又はスタッフは、公平に行動するものとする。
- (3) マレーシア・ハラール認証の決定は、マレーシア・ハラール認証活動から得られた適合性及び不適合性の客観的証拠に基づくものとし、その他の利害関係や第三者の影響を受けてはならない。

66. 苦情

- (1) 管轄当局は、マレーシア・ハラール認証の申請、ハラールロゴの不正使用、ハラール及びハラーム状態に関する疑義、マレーシア・ハラール認証手順の違反などに関する苦情及び報告事項について、記録され文書化された手順を提供し、実施するものとする。
- (2) 関係者は、郵便、電話、電子メール、オンライン、苦情申立書、及び管轄当局が提供するその他の方法により、管轄当局に正式な苦情申立を行うものとする。
- (3) 管轄当局は、受理した苦情に対して行った決定又は措置について、苦情申立者に通知することができる。

67. 異議申立

- (1) 会社及び/又は申請者は、申請手続きからマレーシア・ハラール検証パネルの決定が発行されるまでの間、マレーシア・ハラール認証に関する異議申立を行うことができる。
- (2) 異議申立が行われた場合は、申請手続きの期間に影響が出ることがある。
- (3) 異議申立に関する決定は最終的なものである。

68. 上 訴

- (1) マレーシア・ハラール検証パネルの決定に不服がある会社及び/又は申請者は、所定の手続きに従い、指定期間内に管轄当局へ上訴することができる。
- (2) 上訴を行う場合は、マレーシア・ハラール認証の手続き及び活動に関係したものでなければならず、法令違反及びハラール基準に関する問題は含まないものとする。
- (3) 上訴は、マレーシア・ハラール認証上訴パネルの決定発行後 2 週間以内に書面で行わなければならない。この期間後に行われた上訴は受理されない。
- (4) 会社及び/又は申請者は、審査及びスクリーニングのために、マレーシア・ハラール認証上訴パネルの書記を通じて上訴を提出しなければならない。基準を満たした上訴申請に限り、マレーシア・ハラール上訴パネルに提起することができる。
- (5) マレーシア・ハラール検証上訴パネルの決定は、決定後 7 営業日以内に伝達されるものとする。
- (6) マレーシア・ハラール上訴パネルの決定は最終的なものであり、それ以上の上訴は受理されないものとする。

69. 例 外

- (1) 本手順マニュアルの規定にかかわらず、管轄当局は、必要かつ合理的と判断した

場合は、本手順マニュアルの規定の適用を差し控える権限を有するものとする。

- (2) 手順 69(1)に関する事項は、検証及び/又は調整のために、まず JAKIM に照会するものとする。

70. 正 本

本手順マニュアルの意味について曖昧な点及び/又は矛盾が生じた場合、マレー語版の手順マニュアルが真正かつ最終的な参照文書になるものとする。

71. 廃 止

本手順マニュアルの施行に伴い、マレーシア・ハラール認証手順マニュアル(第 3 改訂版)2014 は廃止されるものとする。

第 XV 部 付属書類

付属書類 A - 非ハラールであり、非ハラール製品と同義であり、又は誤解を招く名称及びブランド

(1) 以下の表に示すとおり、会社名、製品名、メニュー(説明を含む。)、及びブランドは、非ハラール用語に言及したり、非ハラール製品と同義であるか若しくは類似したり、又は誤解を招く用語を使用したりしてはならない。

A <ul style="list-style-type: none"> ▪ Absinthe ▪ Aguardiente ▪ Akvavit/ aquavit ▪ Ale ▪ Amontillado ▪ Amaretto ▪ Angostura ▪ Anise ▪ Aperitif ▪ Aperol ▪ Applejack ▪ Appletini ▪ Armagnac ▪ Arrack ▪ Awamori B <ul style="list-style-type: none"> ▪ Baa/ B'a ▪ Baijiu ▪ Bak Kut Teh ▪ Bacon ▪ Bahar ▪ Barenfang/ Barenjager ▪ Bellini ▪ Benedictine ▪ Bilibili ▪ Beer (Root Beer) ▪ Bitters ▪ Bloody Mary ▪ Boukha ▪ Boulevardier ▪ Borovička ▪ Brandy ▪ Branntwein ▪ Brennivín ▪ Brem ▪ Bourbon/ Bourbon ▪ Burgundy ▪ Burukutu C <ul style="list-style-type: none"> ▪ Cabernet Sauvignon ▪ Cachaca ▪ Calvados ▪ Campari ▪ Cauim ▪ Cava DO ▪ Cedratine 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ Chacolí ▪ Chambord ▪ Champagne ▪ Char Siew/ Char Siu/ Chasu/ Cha Sio/ Chashao ▪ Chartreuse ▪ Chee Cheong Fun ▪ Chica ▪ Chimichurri ▪ Chipolata ▪ Chorizo ▪ Choujiu ▪ Claret ▪ Cognac ▪ Cointreau ▪ Coney Dog ▪ Creme de menthe ▪ Cynar D <ul style="list-style-type: none"> ▪ Daiquiri ▪ Dark/Dark ▪ Dutch Gin E <ul style="list-style-type: none"> ▪ Erguotou ▪ Eau-de-vie F <ul style="list-style-type: none"> ▪ Feni ▪ Fino ▪ Raspberry ▪ Frangelico G <ul style="list-style-type: none"> ▪ Galliano ▪ Gaoliang ▪ Genever ▪ Gimlet ▪ Gin ▪ Gin ▪ Ginjinha ▪ Glayva ▪ Gouqi jiu ▪ Grand Mamier ▪ Grappa ▪ Guaro H <ul style="list-style-type: none"> ▪ Ham 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ Light/ Hell ▪ Himbeergeist ▪ Horilka ▪ Hot Dog ▪ Huangjiu J <ul style="list-style-type: none"> ▪ Jägermeister ▪ Jenever ▪ Jiuqu K <ul style="list-style-type: none"> ▪ Kahlua ▪ Kaoliang ▪ Kinomol ▪ Kirsch/Kirsch wasser ▪ Korn L <ul style="list-style-type: none"> ▪ Lady in Red ▪ Lager ▪ Lakka/ Lakkalikööri ▪ Lambrusco ▪ Lihing ▪ Liqueur ▪ Lillet ▪ Loh Bak ▪ Lyoner M <ul style="list-style-type: none"> ▪ Mai Tai ▪ Makgeolli/ Makkoli ▪ Malaga ▪ Malvasia/ Malvazia ▪ Maraschino ▪ Margarita ▪ Martini ▪ Marc ▪ Gum ▪ Mead ▪ Merlot ▪ Merisa/ Merissa ▪ Pity ▪ Metaxa ▪ Mezcal ▪ Mirin ▪ Mojito ▪ Moonshine ▪ Muscadet/ Muscatel 	N <ul style="list-style-type: none"> ▪ Rice ▪ Negroni O <ul style="list-style-type: none"> ▪ Okolehao ▪ Old Pal ▪ Oloroso ▪ Orujo ▪ Ouzo P <ul style="list-style-type: none"> ▪ Palinka ▪ Pastis ▪ Patxaran ▪ Peket ▪ Pina Colada ▪ Pinga ▪ Pinot Noir ▪ Pinyin ▪ Pito ▪ Pisco ▪ Pommeau ▪ Prosecco ▪ Pulque R <ul style="list-style-type: none"> ▪ Raki/ Rakia ▪ Rakomelo ▪ Retsina ▪ Honey Rum ▪ Rou Gu Cha/ Ro Ku Cha ▪ Rum S <ul style="list-style-type: none"> ▪ Sake ▪ Sambuca ▪ Champagne ▪ Sangria ▪ Sassolino ▪ Sazerac ▪ Schnapps/ Schnaps ▪ Scotch ▪ Seco Herreranano ▪ Shandi/ syandy ▪ Shaojiu ▪ Shochu ▪ Siew Bao ▪ Singani 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ plum brandy ▪ Soju ▪ Sotol ▪ Sotol ▪ Spirit ▪ Spritz ▪ Veneziano ▪ Stout ▪ Syrup/Sherry ▪ Southern Comfort T <ul style="list-style-type: none"> ▪ Tincture/ Tintura ▪ Tequila ▪ Tesguino ▪ Thwon ▪ Todi/ Toddy ▪ Tokaji ▪ Tongba ▪ Hungarian plum brandy ▪ Triple Sec ▪ Tsikoudia/ Tsipouro ▪ Tsipouro ▪ Tuak ▪ Txakoli U <ul style="list-style-type: none"> ▪ Umeshu V <ul style="list-style-type: none"> ▪ Vermouth ▪ Natural sweet wine ▪ Young wine ▪ Vinsanto ▪ Vodka W <ul style="list-style-type: none"> ▪ Whiskey ▪ Wine X <ul style="list-style-type: none"> ▪ Xifengji ▪ Xa Xiu Z <ul style="list-style-type: none"> ▪ Zivania/ zivana
--	--	---	--	---

注：上記には、非ハラールの名称、非ハラール製品と同義若しくは類似の名称、又は誤解を招く用語が含まれる。

- (2) 管轄当局は、以下の表のとおり追加表記又は付随表記が付記されている場合は、会社、製品、メニュー(説明を含む。)、及びブランドの名称の使用を許可することがある。

<p>B <i>Bologna/ Boloney/ Bratwurst</i></p> <p>G <i>Gyoza/ Jiaozi</i></p> <p>K <i>Koktel/ Cocktail</i></p> <p>L <i>Luncheon</i></p>	<p>M <i>Madeira Red/ Mortadella</i></p> <p>P <i>Polony</i></p> <p>R <i>Ramen/ Rye</i></p> <p>S <i>Shogayaki Sider/ Sorghum Cider Streaky</i></p>
---	--

注：上記には、非ハラールの名称、非ハラール製品と同義若しくは類似の名称、又は誤解を招く用語が含まれる。

名称及びブランドの使用例：

禁 止	許 可
<i>Ramen</i>	<i>Carbonara Ramen</i>
<i>Luncheon meat</i>	<i>Chicken Luncheon Meat</i>
<i>Cocktail</i>	<i>Beef Sausage Cocktail</i>
<i>Polony</i>	<i>Chicken Chili Polony</i>
<i>Shogayaki</i>	<i>Beef Shogayaki</i>
<i>Gyoza</i>	<i>Chicken Gyoza</i>
<i>Mortadella</i>	<i>Beef Mortadella</i>

- (3) 会社及び/又は申請者は、会社名、製品名、メニュー名、ブランド名について、非ハラール用語、同義語、若しくは非ハラール製品に類似したもの、又は紛らわしい用語

に関連する場合、関連当局に照会し、使用に関する判断を得なければならない。

付属書類 B - ホテルキッチンの特徴

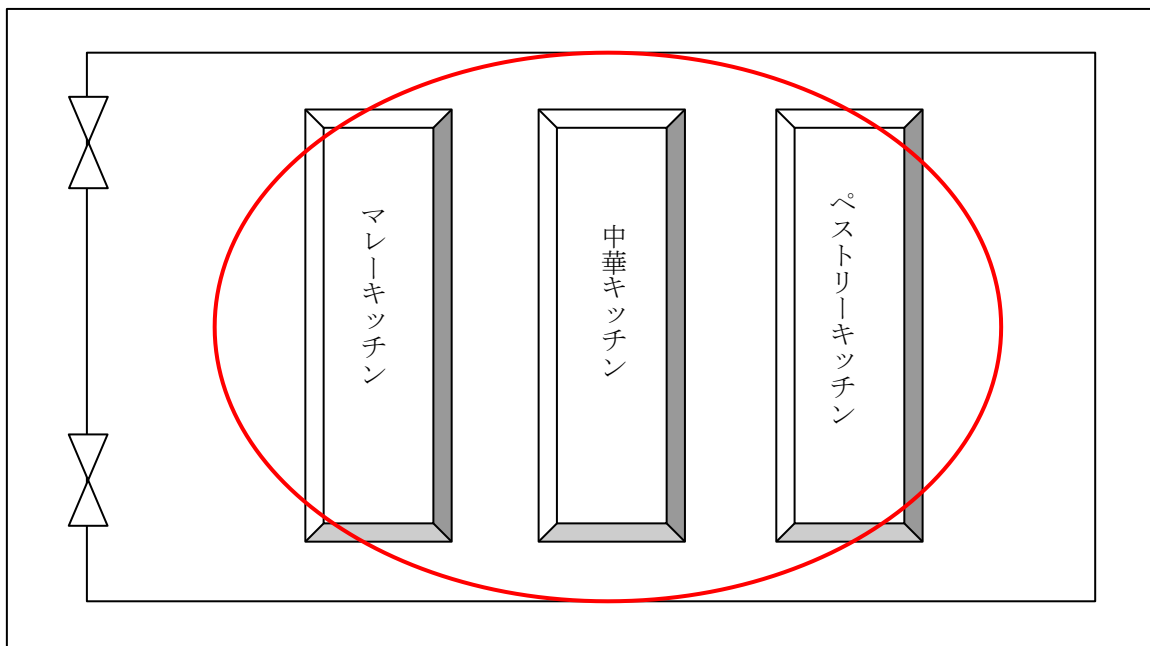


表 B1：メインキッチン内に複数の小キッチンが存在するホテルキッチンであり、キッチン内の設備を共有し、同一の入口を使用するもの。これは 1 つのホテルキッチンとしてみなされる。

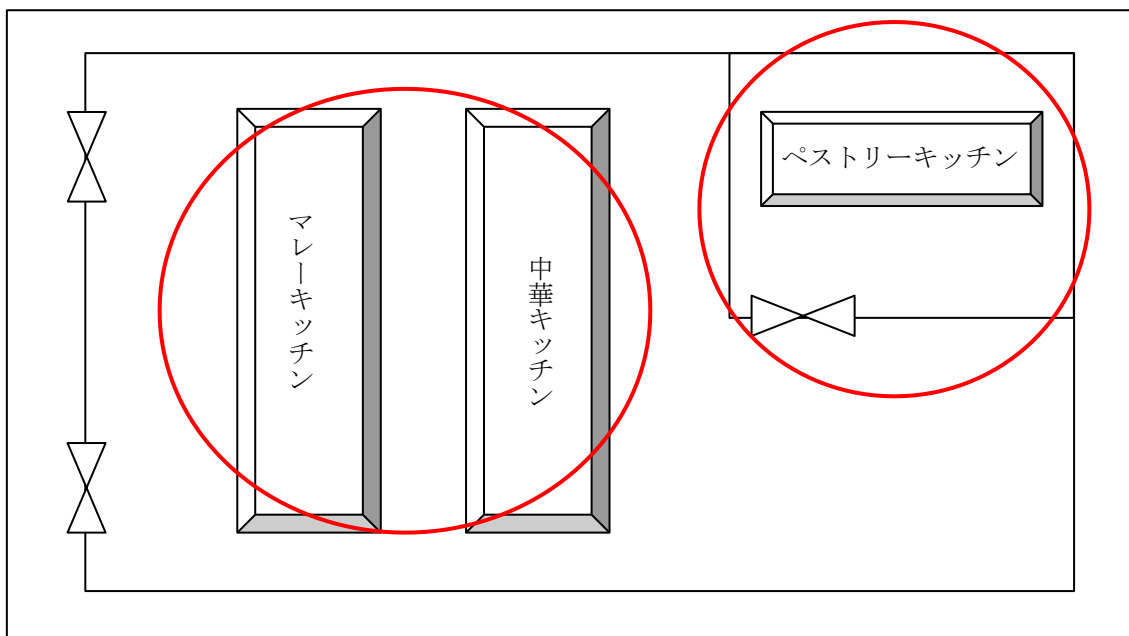


表 B2：メインキッチン内に複数の小キッチンが存在するホテルキッチンであり、そのキッチン内の設備を共有するとともに、専用の入口を使用する他のキッチンも存在するもの。これは 2 つのホテルキッチンとしてみなされる。

付属書類 C - 気絶処理のパラメータに関するガイドライン

動物の種類	電流(アンペア)	持続時間(秒数)
子羊	0.50 - 0.90	2 - 3
ヤギ	0.70~1.00	2 - 3
羊	0.70 - 1.20	2 - 3
子牛	0.50 - 1.50	3
去勢牛	1.50 - 2.50	2 - 3
若雌牛	2.00 - 3.00	2.5 - 3.5
水牛	2.50 - 3.50	3 - 4
ダチョウ	0.75	10

注：電流及び持続時間の値は、動物の種類及び体重、その他各種の要素を考慮して組織/企業が決定し検証する。

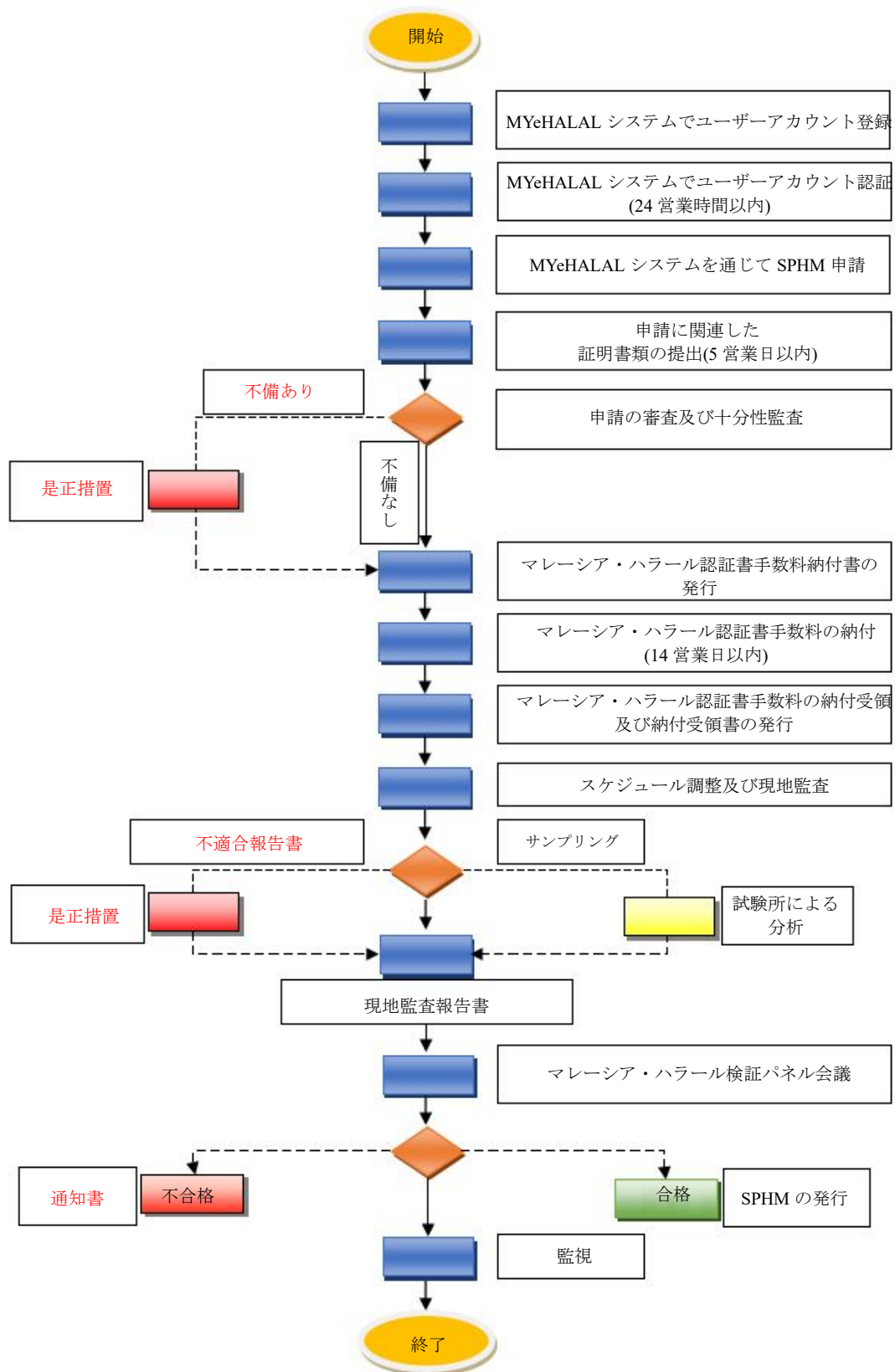
表 C1: 電気式気絶処理パラメータに関するガイドライン

動物の種類	体重 (キログラム)	電気電流 (アンペア)	電圧	持続時間(秒数)
鶏	2.40 - 2.70	0.20 - 0.60	2.50 - 10.50	3 - 5
雄牛	300 - 400	2.50 - 3.50	300 - 310	3 - 5

注：電流、電圧、及び持続時間の値は、動物の種類及び体重、その他各種の要素を考慮して組織/企業が決定し検証する。

表 C2：鶏及び雄牛の電気式気絶処理パラメータに関するガイドライン

付属書類 D - マレーシア・ハラール認証フローチャート



付属書類 E - 管轄当局の連絡先住所

マレーシア国内各地のJAKIM及びJAIN		
1	Halal Management Division, Department of Islamic Development Malaysia, 6th & 7th Floor, Block D, Putrajaya Islamic Complex, No. 3, Jalan Tun Abdul Razak, Presint 3, 62100 Putrajaya.	Tel. : 03 8892 5000 Fax: 03 8892 5005 Email:pr_halal@islam.gov.my Portal: http://www.halal.gov.my
2	Halal Management Division, Pahang Islamic Religious Department, Jalan Masjid, 26600 Pekan, Pahang.	Tel. : 09 425 2162 Fax: 09 425 2194 Email:pemantauan.halal@pahang.gov.my Portal: http://jaip.pahang.gov.my
3	Halal Management Division, Perak State Islamic Religious Department, No. 2A, Jalan Labrooy, Taman Pari, 30100 Ipoh, Perak.	Tel. : 05 506 0450 Fax: 05 506 0109 Email:halaljaipk@gmail.com Portal: http://jaipk.perak.gov.my
4	Halal Management Division, Department of Religious Affairs of Terengganu, Seri Iman Complex, State Islamic Administration Center, Jalan Sultan Mohamad, 20676 Kuala Terengganu, Terengganu.	Tel. : 09 623 5268/ 5273/ 5603 Fax: 09 632 5265 Email:halalmaidam@gmail.com Portal: jheatweb.terengganu.gov.my
5	Halal Management Division, Perlis Islamic Religious Affairs Department, Complex Islam Perlis, Persiaran Jubilee Gold, 01000 Kangar, Perlis.	Tel. : 04 979 4419/ 4420 Fax: 04 976 1344 E-mail : jaips@perlis.gov.my Portal: https://www.perlis.gov.my/jaips
6	Halal Management Division, Selangor Islamic Religious Department, 5th Floor, North Tower, Sultan Idris Shah Building, No. 2, Masjid Avenue, 40676 Shah Alam, Selangor.	Tel. : 03 5514 3696 Fax: 03 5519 6351 Email:halal@jais.gov.my Portal: http://www.jais.gov.my
7	Halal Management Division, Negeri Sembilan Department of Islamic Religious Affairs, Floor 3, Street Yam Dear Sir/Madam, 70990 Seremban, Negeri Sembilan.	Tel. : 06 766 4221 Fax: 06 766 4220 Email:halalnegeri9@ns.gov.my Portal: http://jheains.ns.gov.my
8	Halal Management Division, Johor State Islamic Religious Department, Level 1, Block A, Iskandar Johor Islamic Centre, Jalan Masjid Abu Bakar, 80990 Johor Bharu, Johor.	Tel. : 07 228 2943 / 07 228 2901 Fax: 07 227 6041 Email:pengurusanhalaljohor@gmail.com Portal: http://jainj.johor.gov.my
9	Halal Management Division, Department of Islamic Religious Affairs Kelantan, Darulnaim Islamic Complex, Jalan Sultan Yahya Petra, 15200 Kota Bharu, Kelantan.	Tel. : 09 747 5565 Fax: 09 747 1079 Email:jaheaik@kelantan.gov.my Portal: http://www.jaheaik.gov.my

10	Halal Management Division, Kedah State Department of Islamic Affairs, Wan Mat Seman Building, Jalan Raja, 05676 Alor Setar, Kedah.	Tel. : 04 774 5515/ 5525 Fax: 04 733 8333 Email:halalkedah@gmail.com Portal: http://www.jaik.gov.my/
11	Halal Management Division, Penang State Islamic Religious Affairs Department, Floor 44, Tower KOMTAR, Penang Road, 10000 Penang Island.	Tel. : 04 250 5451 Fax: 04 250 5452 E-mail: ehalal@penang.gov.my Portal: http://jaipp.penang.gov.my
12	Halal Management Division, Melaka Islamic Religious Department, No. 53-1, 55 Jalan KPAA 2, Al-Azim Business Complex, 75150 Jalan Bukit Baru, Melaka	Tel. : 06 333 3333 Fax: 06 288 2353 Email:halalmelaka@yahoo.com Portal: http://www.jaim.gov.my
13	Islamic Food Application Secretariat, Research and Information Division, Department of Islamic Religious Affairs, State of Sabah, 9th Floor, Block B, MUIS Complex, Jalan Sembulan, P.O. Box 11666, 88818 Kota Kinabalu, Sabah.	Tel. : 088 262 073 Fax: 088 239 415 E-mail : mgisabah@gmail.gov.my Portal: http://www.jheains.sabah.gov.my
14	Halal Management Division, Sarawak Islamic Religious Department, Level fourteen, Assembly Your Majesty AbdulHalim Mu'adzam Shah, Lorong P.Ramlee Off Jalan P.Ramlee, 93400 Kuching, Sarawak.	Tel. : 082 507 077/707 Fax: 082 507 241 Email:halaljais.sijil@sarawak.gov.my Portal: https://jais.sarawak.gov.my
15	Halal Management Branch, Research Division, Department of Islamic Affairs, Federal Territory, Complex Center Islamic Complex, Jalan Pusat, https://jais.sarawak.gov.my 15Halal Management Branch, Research Division, Federal Territory Islamic Department, xml-ph-0 Jalan Perdana, 50676 Kuala Lumpur.	Tel. : 03 2274 9333 Fax: 03 2273 1575 E-mail : Portal: http://www.jawi.gov.my

付属書類 F - 原材料又は成分の概要




番号	成分	製造者名	ハラール認証 及び有効期限	成分の状態
1.	純正ごま油	ABC 社	JAKIM 2018年6月22日	利用可能な原料(同一の原料に係る有効な証明書申請番号を記載すること) *同一の原料が、ハラール認証を取得した過去の申請又は既存の申請において使用されている場合
2.	グルコース シロップ	DEF 社	承認 2018年6月22日	新規の原料 *当該原料が、有効なハラール認証を取得した過去の申請又は既存の申請において使用されていない場合
3.	タマリンド	GHI 社	JAIS 2018年6月22日	製造業者の変更 *以前の製造業者を新たな製造業者に変更する場合
5.	精製白砂糖	JKL 社	JAIP 2018年6月22日	製造業者の追加 *同一の成分について新たな製造業者を追加する場合

表 F : 原材料又は成分の概要

注 :

- (1) 申請者は、使用する全ての原材料又は成分について、上記の表 1 に例示したとおり成分の概要を提出する必要がある。各原材料又は成分を、過去の申請時に申告した原材料又は成分の一覧と比較して記載すること(申請番号を含めること)。
- (2) 以下の原材料又は成分の状況に基づき、各原材料又は成分の状況を明記すること。
 - (a) 既存成分
 - (b) 新規成分
 - (c) 製造業者変更
 - (d) 製造業者追加

付属書類 G - マレーシア・ハラール認証書

No. Standard : Standard No.:		No. Siri : A 00763 Serial No.:
KERAJAAN MALAYSIA GOVERNMENT OF MALAYSIA		
Sijil Pengesahan CERTIFICATE OF AUTHENTICATION HALAL		
<i>Adalah dengan ini diperakukan: It is hereby certified that:</i>		
<h1>見 本</h1>		
<i>yang dikeluarkan / diedarkan / diuruskan oleh: Manufactured / distributed / managed by:</i>		
<i>telah mematuhi hukum Syarak dan Standard Halal Malaysia dan disuluskan oleh Panel Pengesahan Halal has complied with Islamic Law and Malaysian Halal Standard and approved by Halal Certification Panel of</i>		
No. Ruj: / Ref No.:		
Tarikh dikeluarkan / Date of issue :		
Sah sehingga / Valid until :		
Tarikh awal pengeluaran / 1 st date of issue :		Ketua Pengarah / Director General JABATAN KEMAJUAN ISLAM MALAYSIA (JAKIM) DEPARTMENT OF ISLAMIC DEVELOPMENT MALAYSIA
		

付属書類 H - 貨物運送状テンプレート

参照：

日付：

輸出用ハラール認証状

下記に記載された製品がイスラム教の儀式に準拠して製造され、**マレーシア・イスラム開発庁(JAKIM)**によりハラールと承認されていること、及び_____ (製造者)はマレーシア・ハラール認証を取得していることをここに証明する。

2. 製品明細：

荷送人名：					
住所：					
製造者：					
原産国：					
荷受人名					
住所：					
請求書番号：					
日付：					
注文番号：					
出荷：					
船舶/輸送番号：					
原材料の調達元/屠殺場：					
事業所番号：					
屠殺日：					
屠殺期間/有効期限：					
ハラール認証参照番号：					
ハラール認証シリアル番号：					
コンテナ番号：					
封印番号：					
出荷出口：					
製品の説明：	正味重量	総重量	生産日	有効期限	カートン数
1.					
2.					
3.					
4.					

署名：

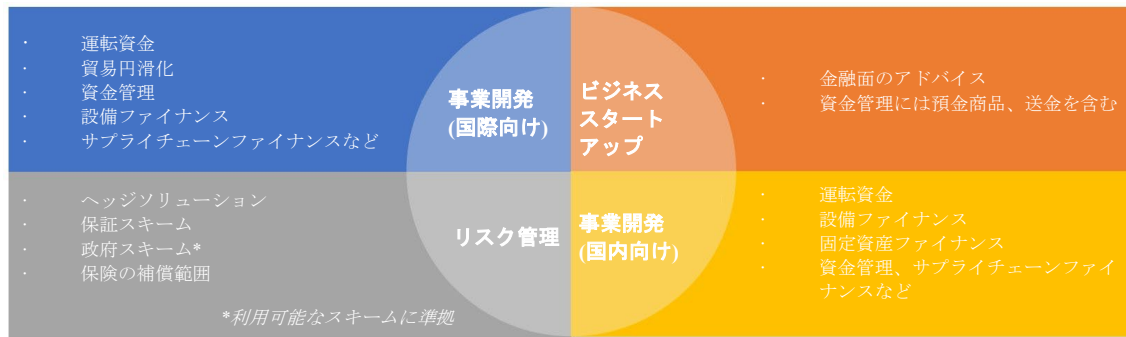
氏名：

付属書類 I - イスラム銀行商品及びサービス

イスラム金融ソリューション 得られるメリット

<p>更なる投資家への訴求 倫理及びシャリーア遵守を重視する投資家</p>	<p>会社のブランド強化 ハラール・トゥエイバン*の概念の適用を明示 ビジネスチェーン全体(金融を含む。)を通じたシャリーア遵守</p>	<p>売上の増加 遵守をより重視する幅広い顧客への訴求 (例：倫理を重視する顧客)</p>
	<p>財務管理の向上 複利のような財務上のサプライズなし</p>	

あらゆるビジネスニーズに対応するイスラム銀行ソリューション



ハラール認証取得企業向けの包括的なタカフルによる保護

- 1. 財産タカフル**
事業用財産、機器及び工具、並びに在庫品の損失及び損害(輸送中及び開発中に生じたものを含む。)に対する保護
- 2. (火災又は機械故障によって生じた破壊/損傷が原因の)事業中断による利益の喪失又は欠損に対する補償**
- 3. (事業所内及び銀行への輸送中の)事業資金の喪失に対する補償**
- 4. 従業員の不正行為による損害又は損失に対する補償**
- 5. (輸出入を含む)輸送中の財産保護**
- 6. キーマン・タカフル：事業における重要人物に対する補償**
- 7. 過失によって以下の者に財産の損失/損害又は身体傷害を生じさせたことによる賠償責任からの事業保護**
 - 事業所の内外における第三者
 - 提供された製品を利用する消費者
 - 勤務中の従業員
- 8. 従業員向け雇用給付**
 - 団体個人補償保険
 - 入院タカフル及びその他の健康給付
 - 定期保険
- 9. 自動車タカフル**

AIBIM 銀行会員



www.aibim.com | +603-2026 8002/8003

タカフル運営会社



www.malaysiantakaful.com.my | +603-2031 8160



マレーシア・ハラール認証手順マニュアル(国内)2020年版策定作業委員会

後援者：

Dato' Paimuzi b. Yahya
(JAKIM 長官)

顧問：

Hajah Hakimah bt. Mohd Yusoff (JAKIM 副長官)
Dato' Dr. Sirajuddin b. Suhaimie (JAKIM 調査部門シニアディレクター)
Bukhari b. Md Akhir (JAKIM ハラール管理部門ディレクター)

委員会メンバー：

名 前	組 織
Muhammad Hawari b. Hassan (委員長)	マレーシア・イスラム開発庁(Jabatan Kemajuan Islam Malaysia)
Muhamad Hannan Syafiq b. Jamaludin (書記)	
Mohamad Syukry b. Sulaiman	
Mek Som @ Rashidah bt. Che Wil	
Zuraiza bt. Husin	
Mohd Nasir b. Sulaiman	
Mohamed Reza b. Hussain	
Muhamad Samir b. Sulaiman	
Johari b. Ab. Latiff	
Roshayati bt. Mat Zin	
Siti Ayisah bt. Surif	
Mahfudzah bt. Mohamad	
Vivi Saliza bt. Sunaini	
Asiah bt. Alkharib Shah	
Noorasikin bt. Yaacob	
Hasmunah bt. Osman	
Mohamad Zukrillah b. Ismail	
Farah Azura b. Khalil	
Mohd Asyraf b. Ibrahim	
Khairunnisa bt. Che Omar	
Khairul Anuar b. Selamat	
Nik Mohamad Zawawi b. Ibrahim	ケランタン州イスラム宗教局(Jabatan Hal Ehwal Agama Islam Kelantan)
Yang Zulhilmi b. Mohamad	ヌグリ・スンビラン州イスラム宗教局 (Jabatan Jabatan Hal Ehwal Agama Islam Negeri Sembilan)
Badiuzzaman Akmal b. Ramly	
Nor Hidayah bt. Ali Khan	

Wan Najmiah bt. Wan Mohd Ali	セランゴール州イスラム宗教局(Jabatan Agama Islam Selangor)
Ahmad Solihin b. Maryakon	
Abdul Hadi b. Abdullah	
Norakmal b. Mohamad	
Mohd Hata b. Ahmad	サバ州イスラム宗教局(Jabatan Hal Ehwal Agama Islam Negeri Sabah)
Shazlina b. Abd. Rashid	
Zulhisyam b. Zainol	ケダ州宗教局(Jabatan Hal Ehwal Agama Islam Negeri Kedah)
Mojtahidin b. Isa	国内取引・消費者省(Kementerian Perdagangan Dalam Negeri dan Hal Ehwal Pengguna)
Sahzul Hisam b. Samsuri	
Mohd Zulkifli b. Saidi	
Muhammad Muhayudeen b. Musa	KKM食品安全品質管理部(Bahagian Keselamatan dan Kualiti Makanan, KKM)
Kamal b. Karim	
Mohd Faris Helmi b. Ab Rahim	
Dr. Mohammad Razli b. Abdul Razak	獣医局(Jabatan Perkhidmatan Veterinar)
Wan Othman bi. Wan Ismail	KKM医薬品規制庁(Bahagian Regulatori Farmasi Negara, KKM)
Mohd Nasrul b. Mohamad Noor	
Fakheezah bt. Borhan	マレーシア標準局(Jabatan Standard Malaysia)
Salbiah bt. Yaakop	KKM医療機器庁(Pihak Berkuasa Peranti Perubatan, KKM)
Ahmad Syukry b. Ibrahim	マレーシア製造業者協会(Persatuan Pengilang-Pengilang Malaysia)
Lilywati bt. Arshad	化粧品・トイレタリー・フレグランス協会 (The Cosmetic, Toiletries And Fragrance Association)
Nur Liyana bt. Ithnin	
Syahira Ahmad bt. Tharmitzi	Nippon Express Malaysia Sdn. Bhd.
Rosedalina bt. Ibrahim	Gerbang Alaf Restaurants Sdn. Bhd.
Muhammad Hafif b. Hanaffi	Pharmaniaga Sdn. Bhd.
Ir. Mohd. Azmi b. Ali	マレーシア・マレー商工会議所(Dewan Perniagaan Melayu Malaysia)
Aslinda bt. Rifin	マレーシア・ホテル協会(Persatuan Hotel Malaysia)
Yusirah bt. Abu Bakar	